

2010年8月

発行登録追補目論見書



バークレイズ・バンク・ピーエルシー

バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2017年9月28日満期  
ブラジル・リアル建デイスカウント社債(円貨決済型)

— 売出人 —

エイチ・エス証券株式会社

1. 本社債は、1933年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もありません。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有しております。

本社債は、合衆国税法の適用を受けます。合衆国の税務規則により認められた一定の取引による場合を除き、合衆国若しくはその属領内において、又は合衆国人に対して本社債の募集、売出し又は交付を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、1986年合衆国内国歳入法及びそれに基づくレギュレーションにおいて定義された意味を有しております。

The Notes have not been and will not be registered under the United States Securities Act of 1933, as amended (the “Securities Act”), and may not be offered or sold within the United States or to, or for the account or benefit of, U.S. persons except in certain transactions exempt from the registration requirements of the Securities Act. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by Regulation S under the Securities Act.

The Notes are subject to U.S. tax law requirements and may not be offered, sold or delivered within the United States or its possessions or to a United States person, except in certain transactions permitted by U.S. taxation regulations. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by the U.S. Internal Revenue Code of 1986 and regulations thereunder.

2. 本社債はブラジル・リアルをもって表示され、元利金の額もブラジル・リアルで表示されますが、その支払いは、支払時の一定の外国為替相場に基づき換算された円貨によって行われるため、支払われる円貨額は外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。

**【表紙】**

**【発行登録追補書類番号】** 21-外 20-15

**【提出書類】** 発行登録追補書類

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成 22 年 8 月 27 日

**【会社名】** バークレイズ・バンク・ピーエルシー  
(Barclays Bank PLC)

**【代表者の役職氏名】** グループ財務担当取締役  
(Group Finance Director)  
クリストファー・ルーカス  
(Christopher Lucas)

**【本店の所在の場所】** 英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1  
(1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)

**【代理人の氏名又は名称】** 弁護士 平 川 修

**【代理人の住所又は所在地】** 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

**【電話番号】** 03-6888-1000

**【事務連絡者氏名】** 弁護士 飛 岡 和 明  
同 濱 本 浩 平

**【連絡場所】** 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

**【電話番号】** 03-6888-1000

**【発行登録の対象とした  
売出有価証券の種類】** 社債

**【今回の売出金額】** 65,000,000 ブラジル・リアル (円貨換算額 3,120,000,000 円)  
(上記円換算額は 1 ブラジル・リアル=48.00 円の換算率 (2010 年  
8 月 25 日現在の PTAX レートとしてブラジル中央銀行により発表さ  
れたブラジル・リアル/円の売買相場の仲値の逆数として計算され  
るレート) による。)

**【発行登録書の内容】**

提出日	平成 21 年 8 月 13 日
効力発生日	平成 21 年 8 月 21 日
有効期限	平成 23 年 8 月 20 日
発行登録番号	21-外 20
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 10,000 億円

【これまでの売出実績】  
 (発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
21-外 20-1	平成 21 年 9 月 4 日	450 億円	該当なし。	
21-外 20-2	平成 21 年 9 月 25 日	815,000,000 円		
21-外 20-3	平成 21 年 12 月 14 日	612,000,000 円		
21-外 20-4	平成 22 年 3 月 5 日	991,800,000 円		
21-外 20-5	平成 22 年 3 月 16 日	394,000,000 円		
21-外 20-6	平成 22 年 4 月 2 日	1,293,000,000 円		
21-外 20-7	平成 22 年 5 月 7 日	1,310,500,000 円		
21-外 20-8	平成 22 年 5 月 25 日	637,000,000 円		
21-外 20-9	平成 22 年 5 月 28 日	1,216,750,000 円		
21-外 20-10	平成 22 年 6 月 4 日	20,000,000,000 円		
21-外 20-11	平成 22 年 7 月 1 日	1,101,980,000 円		
21-外 20-12	平成 22 年 7 月 1 日	21,100,000,000 円		
21-外 20-13	平成 22 年 7 月 16 日	317,213,138 円		
21-外 20-14	平成 22 年 8 月 20 日	487,900,000 円		
実績合計額		95,277,143,138 円	減額総額	0 円

【残額】 904,722,856,862 円  
 (発行予定額－実績合計額－減額総額)

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当なし。						
実績合計額		該当なし。	償還総額	該当なし。	減額総額	該当なし。

【残高】 該当なし。  
 (発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額)

【安定操作に関する事項】 該当なし。

【縦覧に供する場所】 該当なし。

# 目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
第2 売出要項	1
1 売出有価証券	1
2 売出しの条件	2
第3 第三者割当の場合の特記事項	26
第二部 公開買付けに関する情報	27
第三部 参照情報	27
第1 参照書類	27
1 有価証券報告書及びその添付書類	27
2 四半期報告書又は半期報告書	27
3 臨時報告書	27
4 訂正報告書	27
第2 参照書類の補完情報	27
第3 参照書類を縦覧に供している場所	27
第四部 保証会社等の情報	27
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	28
有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面	29
事業内容の概要および主要な経営指標等の推移	61

注) 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有する。

「発行会社」、「当行」又は

「計算代理人」

「英国」又は「連合王国」

「円」又は「円貨」

「ブラジル・レアル」

「米ドル」

バークレイズ・バンク・ピーエルシー

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国

日本の法定通貨

ブラジル連邦共和国の法定通貨

アメリカ合衆国の法定通貨

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

該当なし。

### 第2【売出要項】

#### 1【売出有価証券】

##### 【売出社債（短期社債を除く。）】

銘 柄	パークレイズ・バンク・ピーエルシー2017年9月28日満期ブラジル・リアル建デ ィスカウント社債（円貨決済型）（以下「本社債」という。）（注1）		
売出券面額の総額又は売 出振替社債の総額	65,000,000 ブラジル・リアル	売出価額の総額	36,439,000 ブラジル・リアル
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	10,000 ブラジル・リアル
償還期限（満期日）	2017年9月28日（ロンドン時間）（以下「満期予定日」という。）（注3）		
利 率	年率0.50%		
売出しに係る社債 の所有者の住所及び 氏名又は名称	エイチ・エス証券株式会社 （以下「売出人」という。） 東京都新宿区西新宿6-8-1		
摘 要	<p>(1) 利払日 利息は2010年9月28日（以下「利息開始日」という。）（その日を含む。） から満期日（その日を含まない。）までの期間について、上記利率を付し、2011 年3月28日を初回として、満期日（その日を含む。）までの期間、毎年3月28 日及び9月28日（ロンドン時間）（以下「利払予定日」という。）に、利息開 始日（その日を含む。）又は（場合により）直前の利払予定日（その日を含む。） から翌利払予定日（その日を含まない。）までの期間（以下「利息計算期間」と いう。）について、6か月分を円貨で後払いする。利払予定日が営業日でない場 合には、利払日は「修正翌営業日調整」（以下に定義される。）により調整され る。但し、調整が行われなければ利払予定日の直前の「観察日」（以下に定義さ れる。）であったはずの観察日が「翌営業日調整」（以下に定義される。）によ り調整された場合、又は「為替観察延期」（以下に定義される。）が適用された 場合には、利払日は(i)当該利払予定日と(ii)当該観察日の後可能な限り早い日 （但し、いかなる場合でも当該観察日から2営業日以内の日）のうちいずれか遅 い方の日とする。なお、発行会社はかかる利払日の延期につき利息その他の追加 額を支払う義務を負わない。</p> <p>(2) その他 その他の本社債の条件については、「2 売出しの条件」を参照のこと。</p> <p>本社債には格付は付与されない。発行会社の長期債務には、本書の作成日現在、 スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズにより AA-の格付 が付与されている。</p>		

(注1) 本社債は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにより、発行会社の2010年8月6日付グローバル・ストラクチャ  
ード・セキュリティーズ・プログラム及び下記(注2)に記載のマスター代理人契約に基づき、2010年9月27日に  
発行される予定である。本社債が証券取引所に上場される予定はない。

(注2) 本社債は、発行会社（以下「発行会社」という。）、保証会社、計算代理人（以下「計算代理人」という。）として  
のパークレイズ・バンク・ピーエルシー、発行会社としてのパークレイズ・キャピタル（ケイマン）リミテッド、  
発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（発行・支払代  
理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンを以下「発行・支払代理

人」、「名義書換代理人」又は「交換代理人」といい、文脈上必要な場合は、ルクセンブルク代理人（以下において定義する。）、フランクフルト代理人（以下において定義する。）及び特定のシリーズの本社債の発行会社により任命されることのある追加の支払代理人と併せて「支払代理人」といい、また文脈上必要な場合は、ニューヨーク代理人（以下において定義する。）及び特定のシリーズの本社債の発行会社により任命されることのある追加の名義書換代理人と併せて「名義書換代理人」という。）、ニューヨークにおける登録機関（以下「ニューヨーク登録機関」という。）兼米国における主たるワラント代理人（以下「米国における主たるワラント代理人」という。）兼ニューヨーク市における代理人（以下「ニューヨーク代理人」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、フランクフルトにおける代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（以下「フランクフルト代理人」という。）、ルクセンブルクにおける代理人（以下「ルクセンブルク代理人」という。）兼ルクセンブルクにおける登録機関（以下「ルクセンブルク登録機関」といい、ニューヨーク登録機関と併せて、また個別に「登録機関」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク（ルクセンブルク）エスエー、並びに計算代理人としてのパークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッドの間において2010年8月6日付で締結された代理人契約（以下「マスター代理人契約」という。この用語には、随時更新又は補足される代理人契約を含む。）に従い、マスター代理人契約の利益を享受して発行される社債券（以下「本社債券」又は「本社債」といい、この用語は、(i)包括形式により表章される本社債券（以下「包括社債券」又は「包括社債」という。）に関して、当該本社債券の指定通貨における最低の指定券面額の単位（適用ある最終条件書に規定する。）、(ii)包括社債券との交換（又は一部交換）により発行される確定社債券、及び(iii)包括社債券を意味する。）のシリーズの1つである。

本社債券の所持人（以下「本社債権者」という。）及び利付無記名式確定社債券に付された利息の支払のための利札（以下「利札」という。）の所持人（以下「利札所持人」という。）は、マスター代理人契約及び適用ある最終条件書の諸条項のすべてについて通知を受けているものとみなされ、それらの利益を享受し、それらに拘束されるものである。下記「2 売出しの条件」「社債の要項の概要」における記載の一部は、マスター代理人契約の詳細な条項の概要であり、その詳細な条項に基づくものである。

本社債権者及び利札所持人は、2010年8月6日付で発行会社により発行された約款（Deed of Covenant）の利益を享受する権利を有する。

(注3) 満期日は、修正翌営業日調整により調整される場合がある。但し、「償還金額決定為替観察日」（以下に定義される。）が翌営業日調整により調整された場合、又は為替観察延期が適用された場合には、満期日は(i)当該満期予定日と(ii)当該償還金額決定為替観察日の後可能な限り早い日（但し、いかなる場合でも当該観察日から2営業日以内の日）のうちいずれか遅い方の日とする。

なお、発行会社は満期予定日から満期日までの期間につき利息その他の追加額を支払う義務を負わない。

## 2【売出しの条件】

売出価格	額面金額の 56.06% (注1)	申込期間	2010年8月27日から 2010年9月24日まで
申込単位	額面 10,000 ブラジル・レアル以上 額面 10,000 ブラジル・レアル単位	申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における本店及び所定の営業所(注2)	受渡期日	2010年9月28日 (日本時間)
売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	該当なし	売出しの委託契約の内容	該当なし

(注1) 本社債の申込人は、受渡期日に売出価格をブラジル・レアルにて支払う。

(注2) 本社債の申込及び払込は、売出人の定める「外国証券取引口座約款」（以下「約款」という。）に従ってなされる。各申込人は、売出人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申込む旨記載した申込書を提出する必要がある。売出人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

(注3) 本社債は、1933年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人（U.S. Person）に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはならない。この（注3）において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

(注4) 本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国の税務規則により認められた一定の取引による場合を除き、合衆国若しくはその属領内において、又は合衆国人（United States Person）に対して本社債の募集、売出し又は交付を行ってはならない。この（注4）において使用された用語は、1986年合衆国内国歳入法及びそれに基づくレギュレーションにおいて定義された意味を有する。

## 社債の要項の概要

### 1. 利息

- (1) 本社債には、上記「1. 売出有価証券－売出社債（短期社債を除く。）－利率」に記載の利率で、2010年9月28日（以下「利息開始日」という。）（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）までの期間について、額面に対して利息が付され、かかる利息は、本社債が（以下に規定されるとおり）発行会社の選択により期限前に償還されない限り、2011年3月28日（その日を含む。）から満期日（その日を含む。）までの各年3月28日及び9月28日（ロンドン時間）（以下「利払予定日」という。）に、利息開始日（その日を含む。）又は（場合により）直前の利払予定日（その日を含む。）から翌利払予定日（その日を含まない。）までの期間（以下「利息計算期間」という。）について円貨で後払いされる。利払予定日が営業日でない場合には、利払日は修正翌営業日調整により調整される。但し、調整が行われなければ利払予定日の直前の観察日であったはずの観察日が翌営業日調整により調整された場合、又は為替観察延期が適用された場合には、利払日は(i)当該利払予定日と(ii)当該観察日の後可能な限り早い日（但し、いかなる場合でも当該観察日から2営業日以内の日）のうちいずれか遅い方の日とする。なお、発行会社はかかる利払日の延期につき利息その他の追加額を支払う義務を負わない。

「営業日」とは、利払日及び満期日の決定に関して、(i)サンパウロ、リオデジャネイロ、又はブラジリア、(ii)東京、(iii)ロンドン及び(iv)ニューヨーク（但し、約定日（2010年8月20日）後の「予定外休日」（以下に定義される。）の場合には、上記のうち東京、ロンドン及びニューヨークのみ）において商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる日をいう。

「翌営業日調整」とは、当該日が営業日でない場合に、翌営業日が当該日となる調整方法をいう。

「修正翌営業日調整」とは、当該日が営業日でない場合に、翌営業日が当該日となる（但し、それにより翌暦月にずれ込む場合には、当該日は直前の営業日に繰り上げられる。）調整方法をいう。

### 利息額の決定

各利息計算期間につき、当該利息計算期間最終日の直前の観察日となる予定の観察日時点で計算  
代理人が以下の算式により決定する、円貨建ての1社債当たりの利息額

$$\text{利率} \times \text{額面金額} \times \text{外国為替レート1 (1円未満四捨五入)}$$



「外国為替レート 1」とは、観察日について、当該観察日時点の円/リアル参照レートの逆数として計算されるレートをいう。外国為替レート 1 の計算結果は、1 ブラジル・リアル当たりの円の数値で表示され、小数点以下第 3 位を四捨五入する。

「円/リアル参照レート」とは、観察日の午後 6 時頃（サンパウロ時間）にブルームバーグの「BZFXJPY<Index>」のページ上に円/リアルのアスク・レートとして表示される、2 営業日以内に決済される日本円のための円/リアルのオファード・レート（1 円当たりのブラジル・リアルの数値で表示され、小数点以下第 3 位を四捨五入する。）をいう。

当該観察日（又は、通常であれば当該観察日のレートが当該価格ソースにより公表又は発表される日）において、何らかの理由により円/リアル参照レートが入手できない場合には、当該観察日の円/リアル参照レートは、以下の算式に従って計算代理人により決定され、小数点以下第 3 位を四捨五入する。

#### リアル直物レート/円直物レート

「円直物レート」とは、観察日について、当該観察日の午後 4 時頃（ロンドン時間）にブルームバーグの「WMC0」のページ上に「Bid」の見出しのもと、また「JPY」の右欄に表示される、米ドル/円のビッド側の為替レート（1 米ドル当たりの円の数値で表示される。）をいう。但し当該観察日の当該時間までに上記のとおりレートが表示されない場合には、計算代理人が、その単独の裁量により、自身が適当と判断する情報及び手法を用いて円直物レートを決定する。

「リアル直物レート」とは、観察日について、リアル PTAX レート（BRL09）をいう。

「リアル PTAX レート」又は「BRL09」は、レート計算日に関する直物レートとして、ブラジル中央銀行が当該レート計算日の午後 6 時頃（サンパウロ時間）までに SISBACEN データシステム上に取引コード PTAX-800（「Consulta de Cambio」又は「Exchange Rate Inquiry」）の「Option 5」（Cotacoes para Contabilidade）又は「Rates for Accounting Purposes」）のもとで表示する 2 営業日以内に決済される米ドルのためのブラジル・リアル/米ドルのオファード・レート（1 米ドル当たりのブラジル・リアルの数値で表示される。）が使用されることを意味する。

「観察日」とは、各利払予定日及び満期予定日（適宜）の 10 営業予定日前にあたる各日（以下「観察予定日」という。）（但し、当該日が予定外休日である場合には、翌営業日調整により調整が行われる。）をいう。前記にかかわらず、当事者が、約定日（2010 年 8 月 20 日）時点においてニューヨークにおける営業予定日でない観察予定日を指定した場合でも、当該日がニューヨークにおける営業日でないことを理由に調整が行われることはない。

「償還金額決定為替観察日」とは、満期予定日の10営業予定日前にあたる日（必要に応じて上記のとおり調整された日）をいう。

「営業日」とは、観察日及び償還金額決定為替観察日の決定に関して、(i)サンパウロ、リオデジャネイロ又はブラジリア、及び(ii)ニューヨーク市において商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる日をいう。

「営業予定日」とは、予定外休日が発生又は継続しなければ観察日の決定に適用される営業日となる各日をいう。

「予定外休日」とは、非営業日であり、市場が当該観察予定日の2営業日前の午前9時（主な金融センター（サンパウロ、リオデジャネイロ又はブラジリア）の現地時間で）までに（公的発表又はその他の公的に入手できる情報を参照することにより）当該日が非営業日であるという事実を覚知できなかった日をいう。

予定外休日の発生に伴い観察予定日に翌営業日調整が適用されることとなり、当該観察日が観察予定日から連続して30日間以内に到来しない場合（以下「延期期間」という。）には、延期期間後の、予定外休日が発生していなければ営業日であったと思われる次の日が当該観察日であるとみなされる。

本要項における別段の記載にかかわらず、いかなる場合においても(i)観察予定日が予定外休日により延期されている、又は(ii)「為替観察延期」（以下に定義される。）が発生している（又は(i)及び(ii)の双方が発生している）連続した暦日の総数は、30暦日を超えてはならない。したがって、(x)かかる30日間が経過した時点で、予定外休日が発生し又はかかる期間後も継続している場合には、当該日を当該観察日とみなし、(y)かかる30日間が経過した時点で、「価格ソース障害」（以下に定義される。）が発生し又はかかる期間後も継続している場合には、為替観察延期は適用されず、当該観察日のレアル直物レートは下記「2. 償還及び買入れ」「(3) 障害フォールバック」に記載の「障害フォールバック」に従って決定される。

- (2) 利息は、毎月30日の12か月で構成される1年360日を基準として計算されるものとし、1か月に満たない期間は、実際に経過した日数による。
- (3) 利息は本要項第3項の規定に従って支払われる。利息の発生は、本社債が償還される日（期限前に償還される日を含む。）に停止する。但し、各本社債の適式な呈示に対し、元本の支払が不当に留保又は拒否された場合はこの限りでない。

## 2. 償還及び買入れ

### (1) 満期償還

後記の規定に従い期限前に期限前償還、買入れ又は消却される場合を除き、本社債は、発行会社によって、満期日に計算代理人が以下の算式に従って決定した金額（以下「満期償還額」という。）にて償還される。

$$100\% \times \text{額面金額} \times \text{外国為替レート2 (1円未満四捨五入)}$$

満期償還額は円貨で支払われ、満期日に本社債につき支払われる利息も円貨で支払われる。

「外国為替レート2」とは、「外国為替レート1」と同じ意味を有する。但し、「観察日」についての記述は、「償還金額決定為替観察日」についての記述であるとみなす。

### (2) 発行会社課税事由、通貨障害事由、法の変更、ヘッジ障害及びヘッジ費用の増加の発生後の期限前償還又は調整

発行会社は、「発行会社課税事由」（本要項第5項に定義される。）及び/又は通貨障害事由（以下に定義される。）及び/又は「法の変更」（以下に定義される。）及び/又は「ヘッジ障害」（以下に定義される。）及び/又は「ヘッジ費用の増加」（以下に定義される。）が発生した場合、その単独かつ絶対的な裁量により、以下を行うことができる。

- (a) 計算代理人に、計算代理人の単独かつ絶対的な裁量により、かかる事由が本社債に及ぼす経済的効果を考慮するため、また当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的効果を実質的に維持するために本要項及び本社債に関連するその他の規定に対して適当な調整を行うことの可否を判断するよう要請すること。計算代理人が、かかる調整が可能であると判断した場合、発行会社はかかる調整の発効日を決定し、かかる調整を実施するために必要な手続をとる。発行会社は、調整の内容及び発効日が決定された後、合理的な範囲で可及的速やかに、本要項第10項に従いかかる調整について社債権者に通知する。計算代理人が、商業上合理的な結果をもたらし、かつ当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的効果を実質的に維持することができるような調整を行うことが不可能と判断した場合には、計算代理人はその旨発行会社に通知し、いかなる調整も行われぬ。計算代理人、発行会社又はその他の当事者のいずれも、計算代理人及び/又は発行会社によりなされた判断及び/又は調整につき所持人、社債権者又はその他の者に対して責任を負わない。
- (b) 本要項第10項に従い本社債権者に対し10営業日前までに（かかる通知期間を以下「期限前償還通知期間」という。）取消不能の通知（かかる通知を以下「追加障害事由償還通知」という。）を行った上で、期限前償還通知期間の最終日において「期限前償還額」（以下に定義される。）により当該シリーズの本社債のすべてを償還すること。

「通貨障害事由」とは、任意のシリーズの本社債に関して、一つ又は複数の通貨に影響を及ぼす事象の発生又はかかる発生の公的な宣言で、決済通貨に関する義務を履行し又はその他の方法でかかるシリーズの本社債の支払・決済又はヘッジを行う発行会社の能力が著しく阻害され又は損われると発行会社がその単独かつ絶対的な裁量により判断するものをいう。

「法の変更」とは、本社債の約定日（2010年8月20日）以降、(A)適用される法律若しくは規則（税法を含むがこれに限らない。）の採択若しくは公布若しくは変更により、又は(B)正当な管轄権を有する裁判所、法廷若しくは規制当局による適用される法律若しくは規則の解釈の公表若しくは変更（税務当局が講じたあらゆる措置を含む。）により、発行会社が、その単独かつ絶対的な裁量にて(X)発行会社及び/若しくはその関連会社が本社債に関連するヘッジ・ポジションを保有、取得、取引、若しくは処分することが違法となったか、(Y)発行会社若しくはそのいずれかの関連会社が本社債に基づく自身の義務を履行する上で負担する費用が著しく増加することになる（租税債務の増加、税制上の優遇措置の減少、その他の当該会社の課税状況に対する不利な影響による場合を含むがこれらに限らない。）か、又は(Z)発行会社若しくはそのいずれかの関連会社が、約定日時点で本社債及び関連するヘッジ・ポジションに適用される規制上の資本の取扱いに比べて、本社債及び関連するヘッジ・ポジションに関して著しく不利な規制上の資本の取扱いの適用を受けると判断した場合をいう。

「ヘッジ障害」とは、発行会社及び/又はそのいずれかの関連会社が、商業的に合理的な努力を尽くした上で、(A)本社債に関する発行及び自身の債務の履行に係る価格リスクをヘッジするために発行会社が必要と判断する取引若しくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分を行うことができない場合、又は(B)かかる取引若しくは資産による利益を換価、回収若しくは送金することができない事態をいう。

「ヘッジ費用の増加」とは、発行会社及び/又はそのいずれかの関連会社が(A)本社債に関する発行及び自身の債務の履行に係る価格リスクをヘッジするために発行会社が必要と判断する取引若しくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分を行うため、又は(B)かかる取引若しくは資産による利益を換価、回収若しくは送金するために負担する税金、課徴金、費用又は料金（委託売買手数料を除く。）の金額が（本社債の約定日（2010年8月20日）において存在する状況と比較して）著しく増加することになる場合をいう。但し、発行会社の信用力の悪化のみを原因として生じた著しい費用の増加は、ヘッジ費用の増加とはみなされない。

「期限前償還額」とは、本社債の期限前償還又は消却に関して、期限前償還又は消却を発生させた事由の発生後の当該社債の時価の比例按分額に対して、本社債の期限前償還又は消却にあたり発

行会社により（又は発行会社に代わって）負担される（又は負担されることが予想される）すべての費用、損失、経費及びその他の経費（ヘッジ解除費用及び期限前返済手数料を含むが、これにより前記を反復又は制限するものではない。）を考慮した調整を行った金額として計算代理人が決定した計算金額（指定券面額当たりの金額）をいう。計算代理人は、期限前償還額の決定にあたり、実勢市場価格及び/若しくは独自の価格決定モデルを使用することができ、又は（これらの価格決定方法により商業上合理的な結果が得られないと思われる場合には、）かかる期限前償還額を商業上合理的な方法により見積もることができる。期限前償還額は、本社債の期限前償還又は消却を発生させた事由の発生後、合理的な範囲で可及的速やかに、計算代理人により決定される。計算代理人は、「債務不履行事由」（以下に定義される。）の発生後のいずれかの時点で期限前償還額を計算する際、かかる債務不履行事由が本社債の時価に及ぼす影響を無視するものとする。

### (3) 障害フォールバック

レアル直物レートに関して外国為替障害事由が発生した場合、以下のフォールバック規定が適用される。但し、障害フォールバック規定に関して、外国為替障害事由とは、「価格ソース障害」（以下に定義される。）又は「価格に関する重大事由」（以下に定義される。）の発生を意味するものとみなされる。

観察日（又は、通常であれば当該観察日のレートが当該価格ソースにより公表又は発表される日）において外国為替障害事由が発生し継続している場合には、レアル直物レートは、以下の障害フォールバック規定に記載の、最初に適用される障害フォールバックの条件に従って計算代理人により決定される。

上記において「障害フォールバック規定」とは、障害フォールバック 1、障害フォールバック 2、障害フォールバック 3 及び障害フォールバック 4 のそれぞれをいう。外国為替障害事由の発生後に観察日のレアル直物レートを決定する場合、計算代理人はまず、障害フォールバック 1 の規定を適用することにより当該観察日のレアル直物レートを取得するよう努める。障害フォールバック 1 の規定を適用しても当該観察日のレアル直物レートを得られない場合、計算代理人は障害フォールバック 2 の規定を適用することにより当該観察日のレアル直物レートを決定するよう努める。また、障害フォールバック 2 の規定を適用しても当該観察日のレアル直物レートを得られない場合は、計算代理人は障害フォールバック 3 の規定を適用することにより当該観察日のレアル直物レートを決定する。障害フォールバック 3 の規定を適用してもなお当該観察日のレアル直物レートを得られない場合には、計算代理人は障害フォールバック 4 の規定を適用することにより当該観察日のレアル直物レートを決定する。

「障害フォールバック 1」とは、「EMTA ブラジル・リアル産業調査レート (BRL12)」(以下に定義される。)をいう。

「障害フォールバック 2」とは、価格ソース障害が消滅した直後の最初のサンパウロ、リオデジャネイロ又はブラジル及びニューヨークにおける営業日における EMTA ブラジル・リアル産業調査レート (BRL12) をいう。但し、価格ソース障害が(価格ソース事由が発生していなければ観察日であったはずの日から起算して)最大延期日数に相当する連続した暦日間継続した場合(かかる事態を、以下「為替観察延期」という。)はこの限りではない。

「障害フォールバック 3」とは、最大延期日数(以下に定義される。)が経過した後の最初の営業日における「EMTA ブラジル・リアル・インディカティブ調査レート (BRL13)」(以下に定義される。)をいう。

「障害フォールバック 4」とは、計算代理人が、自身が誠実な判断により関係あると判断する一切の情報を勘案した上で当該観察日のリアル直物レートを決定することを意味する。

「最大延期日数」とは、30 暦日をいう。

本社債に関して、(i)リアル PTAX レート又は BRL09、(ii)EMTA ブラジル・リアル産業調査レート又は BRL12、及び(iii)EMTA ブラジル・リアル・インディカティブ調査レート又は BRL13 において言及されている「営業日」とは、「サンパウロ、リオデジャネイロ又はブラジルにおける営業日」を意味するものとみなされる。

「価格ソース障害」とは、ある観察日(又は、通常であれば当該観察日のレートが当該価格ソースにより公表又は発表される日)において、又はかかる日に関して、外国為替レートを取得することが不可能又は実行不能となることをいう。

「価格に関する重大事由」とは、プライマリー・レート(以下に定義する「リアル PTAX レート (BRL09)」)と、セカンダリー・レート(以下に定義する「EMTA ブラジル・リアル産業調査レート (BRL12)」又は「EMTA ブラジル・リアル・インディカティブ調査レート (BRL13)」(適宜))との差異が、「価格に関する重大パーセンテージ」(3%)以上であるという事態が発生した場合(但し、観察日において EMTA ブラジル・リアル産業調査又は EMTA ブラジル・リアル・インディカティブ調査に対する回答が不十分な場合も「価格に関する重大パーセンテージ」の要件が満たされたものとみなされる。)をいう。

「リアル PTAX レート」又は「BRL09」は、レート計算日に関する直物レートとして、ブラジル中央銀行が当該レート計算日の午後 6 時頃(サンパウロ時間)までに SISBACEN データシステム上に取引コード PTAX-800(「Consulta de Cambio」又は「Exchange Rate Inquiry」)の「Option 5」

(Cotacoes para Contabilidade) 又は「Rates for Accounting Purposes」) のもとで表示する 2 営業日以内に決済される米ドルのためのブラジル・レアル/米ドルのオファード・レート (1 米ドル当たりのブラジル・レアルの数値で表示される。) が使用されることを意味する。

「EMTA ブラジル・レアル産業調査レート」又は「BRL12」は、レート計算日に関する直物レートとして、当該レート計算日の午後 3 時 45 分頃 (サンパウロ時間) 又はその後可及的速やかに EMTA のウェブサイト (www.emta.org) において公表される、2 営業日以内に決済される米ドルのためのブラジル・レアル/米ドルの指定レート (1 米ドル当たりのブラジル・レアルの数値で表示される。) が使用されることを意味する。直物レートは、EMTA ブラジル・レアル産業調査方法論 (EMTA ブラジル・レアル産業調査レートを決定するためにブラジル・レアル/米ドル直物為替市場の活発な参加者であるブラジルの金融機関の集中化された産業界全般の調査のための 2004 年 3 月 1 日付の方法論 (その後の修正を含む。) を意味する。) に従って EMTA (又は EMTA がその単独の裁量で選定するサービス・プロバイダー) により計算される。

「EMTA ブラジル・レアル・インディカティブ調査レート」又は「BRL13」は、レート計算日に関する直物レートとして、当該レート計算日の午後 12 時頃 (サンパウロ時間) 又はその後可及的速やかに EMTA のウェブサイト (www.emta.org) において公表される、2 営業日以内に決済される米ドルのためのブラジル・レアル/米ドルの指定レート (1 米ドル当たりのブラジル・レアルの数値で表示される。) が使用されることを意味する。直物レートは、EMTA ブラジル・レアル・インディカティブ調査方法論 (EMTA ブラジル・レアル・インディカティブ調査レートを決定するためにブラジル・レアル/米ドル直物為替市場の活発な参加者である金融機関の集中化された産業界全般の調査のための 2004 年 3 月 1 日付の方法論 (その後の修正を含む。) を意味する。) に従って EMTA (又は EMTA がその単独の裁量で選定するサービス・プロバイダー) により計算される。

#### (4) 外国為替障害事由が発生した場合の手続

いずれかの時点で一つ又は複数の強制的外国為替障害事由又は選択的外国為替障害事由 (以下に定義する。) が発生し、継続している場合、発行会社はその単独かつ絶対的な裁量において、下記ア乃至エに掲げる行為のうち一つ又は複数を行うことができる。

ア 関連する償還金額及び/若しくは本社債に関して支払われる金額から、かかる外国為替障害事由に関連して発生した費用、経費、料金及び/若しくは控除額に相当する金額として計算代理人が計算した金額を控除すること、又はかかる金額につきその他の調整を行うこと。

イ 観察日、利払日、満期日、期限前償還日、並びに/又は関連する償還金額及び/若しくはその他の本社債に関して支払われる金額の支払又は計算に関するその他の日を調整すること。

ウ (価格ソース障害 (以下に定義する。)) の場合は) 下記①又は②を特定し、採用すること。

- ① 計算代理人がその単独の裁量により選択した、適切かつ代替的な価格又はレートソース或いは決定方法 (ディーラー調査、又は関連する外国為替に相当する為替レートを表示する上で当該ページ若しくはサービスの代替となるその他の公表ページ若しくはサービスを参照することもできるが、参照しなくともよい。)
- ② 一つ又は複数の関連する通貨 (適宜) の代替。

エ 本要項に基づいて行使することができる権利を行使する (上記(3)に規定されている消却又は調整に関する権利の行使を含むが、これに限らない。) にあたり、関連する外国為替障害事由を、本社債につき発行会社課税事由、通貨障害事由、法の変更、ヘッジ障害又はヘッジ費用の増加が発生したものと取り扱うこと。

「強制的外国為替障害事由」とは、(計算代理人の単独の判断において) 以下のいずれかの事由が発生した場合をいう。

- ① 通貨の切替え：関連する法域において、関連する通貨が存在しなくなり、新通貨に切り替えられた場合。
- ② 二重の為替レート：関連する外国為替が二つ又はそれ以上の為替レートに分かれた場合。
- ③ 政府機関事由：関連する法域の政府機関が、発行会社が本社債に関するその債務をヘッジする能力又はかかるヘッジを解除する能力に重大な影響を及ぼす可能性のある規制を課す予定につき公告を行った場合。
- ④ 非流動性：発行会社が通貨を取得すること若しくは適当な金額の関連する外国為替を取得若しくは使用することが不可能又は実行不能となり、又はその可能性がある場合。
- ⑤ 転換不能性：発行会社が慣例的かつ合法的なルートを通じてある関連通貨を別の通貨に転換することが不可能及び/又は実行不能となり、或いはその可能性を生じさせるような事由 (遅延、費用の増加若しくは差別的な為替レート、又はある通貨の別の通貨への還流に関する現在若しくは将来の制限により転換性を阻害又は制限するという直接的又は間接的影響を持つ事由を含むが、これに限らない。) が発生した場合。
- ⑥ 送金不能性：発行会社があらゆる関連する通貨を当該口座に送金することが不可能及び/又は実行不能となり、或いはその可能性を生じさせるような事由が関連法域において発生した場合、或いは関連法域に影響を及ぼすそのような事由が生じた場合。
- ⑦ 価格ソース障害：観察日において、又観察日に関して、関連する外国為替を取得することが不可能又は実行不能となった場合。



「選択的外国為替障害事由」とは、本社債に関して、「価格に関する重大事由」の発生をいう。

(5) 買入れ及び消却

発行会社は随時、公開市場その他において、いかなる価格においても本社債（但し、当該社債に関する満期が到来していない一切の利札が当該社債券に添付されており、又は当該社債券とともに提出されることを条件とする。）を買入れることができる。

前記のとおり発行会社により又は発行会社に代わって買入れが行われた本社債はすべて、これを満期が到来していない一切の利札とともに発行・支払代理人に提出することにより消却のために提出することができ（但し、これは義務ではない。）、そのように提出された場合、発行会社により償還されたすべての本社債とともに、直ちに（当該社債券に添付された、又は当該社債券とともに提出された、満期が到来していない一切の利札とともに）消却される。前記のとおり消却のために提出されたあらゆる社債は、再発行又は再販売することはできず、かかる社債に関する発行会社及び保証会社の義務は免除される。

3. 支払

本社債に関する元金金の支払は、以下の規定に従い、米国外に所在する支払代理人の指定事務取扱店舗において（元本の支払の場合及び償還後の利息の場合には）当該社債券又は（償還後の利息以外の利息の場合には）関連する利札（適宜）を呈示及び提出すること（又は、支払われるべき金額若しくは受領可能資産の一部の支払若しくは交付の場合には、それらに裏書すること）と引き換えに、また当該社債の決済条件に従うことを条件として行われ、(i) 支払の場合は、（該当する場合には、非米国実質所有の証明を行うことを条件として）口座開設銀行宛てに振り出される、関連通貨で支払われる小切手により、又は（所持人の選択により）口座開設銀行における当該通貨建ての口座（日本の非居住者に対する円貨での支払の場合、非居住者口座とする。）への振込みにより、また(ii) 交付の場合には、社債権者に通知される方法により行われる。

無記名式の本社債の所持人は、本項に従ってなされる振込みが支払期日後に当該所持人の口座に到達したことによりかかる社債につき支払われるべき金額の受領が遅れたことについて、利息その他の支払を受ける権利を有さない。

本社債券には、発行・支払代理人により又は発行・支払代理人に代わって、当該社債券についてなされた各支払及び交付が記録され、かかる記録はその支払又は交付がなされたことの明白な証拠となる。

本要項において、「支払日」とは、以下の(a)及び(b)の双方を満たす日をいう。

- (a) (i) 社債券（決済済み証券である包括無記名式社債券を除く。）が呈示される場所、(ii) ロンドン、東京、ニューヨーク及びサンパウロ、リオデジャネイロ又はブラジルにおいて、商業銀行及び外

国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる日。

(b) 以下のいずれかに該当すること。

(i) ユーロ以外の通貨で支払われる金額に関しては、当該通貨を使用している国の主な金融センターにおいて商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる日。

(ii) ユーロで支払われる金額に関しては、欧州自動即時グロス決済高速振替（TARGET）システムが稼動している日。

本社債又は利札に関する支払期日（疑義を避けるために付言すれば、支払期日は、適用される営業日調整に従った調整を行った上で決定される。）が支払日でない場合、かかる支払は当該場所における翌支払日まで行われず、かかる社債の所持人は、かかる支払遅延について追加の支払を受ける権利を有さない。

「決済済み証券」とは、関連決済システムの共同預託機関、コモン・セーフキーパー若しくはカスタディアンが保有する、又は関連決済システムのノミニーの名義で登録されている包括社債券である社債券をいう。

なお、当初の発行・支払代理人の名称及びその指定事務取扱店舗は以下に記載するとおりである。

#### 発行・支払代理人

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン

(The Bank of New York Mellon)

英国 ロンドン E14 5AL ワン・カナダ・スクエア

(One Canada Square, London E14 5AL, United Kingdom)

#### 4. 本社債の地位

本社債及びそれに関する利札は発行会社の無担保かつ非劣後の債務を構成し、本社債間において同順位である。本社債及びそれに関する利札に基づく発行会社の支払義務は、発行会社のその他の現在及び将来の無担保・非劣後の債務（強制的かつ一般的に適用される法律の規定により優先権が認められる債務を除く。）と同順位である。本社債は、発行会社の預金を証明するものではなく、いかなる政府又は政府機関によっても保証されていない。

#### 5. 課税

発行会社又は保証会社が租税に関する源泉徴収又は控除を行うことが法律により要求される場合その他本要項に開示されている場合を除き、社債権者は、利息の支払、利息額、若しくは本社債の所有、譲渡、

売却、償還、権利執行、消却、又は最終現金決済金額及び/又は期限前現金決済金額及び/又は本社債に関するその他の支払（適宜）に起因し、又はそれらに関連して支払われるべき一切の租税を支払わなければならない。発行会社又は保証会社（該当する場合）のいずれも、社債権者が負担するかかる租税について責任を負わず、その他の方法でかかる租税に関する金額を支払う義務を負わない。

本社債に関する支払はすべて、英国（又は英国の、若しくは英国内に所在する、課税権限を有する当局若しくは行政下部機関）により又は英国内で賦課、徴収、回収、源泉徴収又は査定されるあらゆる性質の現在又は将来の租税に関する源泉徴収又は控除のない状態で、かかる源泉徴収又は控除を行うことなく、支払われる。但し、かかる源泉徴収又は控除が法律上要求される場合はこの限りではない。

かかる源泉徴収又は控除が法律により要求される場合、本社債に関する支払に対する源泉徴収又は控除の適用は、それが発行会社により、若しくは発行会社のために行われる場合は「発行会社課税事由」とみなされる。

本要項において(i)「元本」は本社債に関して支払われるべきあらゆるプレミアム、決済金額、及び本要項第2項に従って支払われるべき元本の性質を有するその他一切の金額を含むものとみなされ、(ii)「利息」は一切の利息額及び本要項第1項（又はこれに対する変更若しくは補足）に従って支払われるべきその他一切の金額を含むものとみなされ、(iii)「元本」及び/又は「利息」は本項に基づいて支払われるべきあらゆる追加額を含むものとみなされる。

## 6. 債務不履行事由

以下のいずれかの事由が発生し継続している場合、本社債のいずれかの所持人は、かかる社債が、期限前現金決済金額にて償還されるべき旨を発行・支払代理人に対してその指定事務取扱店舗宛てに通知することができ、かかる社債はそれにより直ちに償還期限が到来する。

(a) 本社債の利息が支払期日から14暦日以内に支払われていない場合。但し、発行会社は、かかる金額（以下「留保金額」という。）が強制的な法律、規則又は正当な管轄権を有する裁判所の命令を遵守するために支払われなかった場合には、債務不履行とはみなされない。かかる法律、規則又は命令の有効性又は適用性について疑義が存在する場合、発行会社は、かかる14暦日の間に独立した法律顧問から発行会社に与えられた助言に従って行為した場合には、債務不履行とはみなされない。

(b) 発行会社が本社債のその他の条項に違反した場合で、かかる違反が本社債の所持人の利益を実質的に損なうものであり、且つ当該違反が、本社債の額面金額又は数（適宜）の少なくとも10分の1を保有し、違反の治癒を要請する社債権者から発行会社が違反の通知を受領してから30暦日以内に治癒されない場合。

(c) 発行会社を清算する旨の命令がなされた場合又はその旨の有効な決議が可決された場合（かかる社債の所持人の特別決議により事前に承認された条件での再建、合併又は吸収合併の計画に関連する場合を除く。）。

#### 7. 時効

発行会社に対する、本社債又は利札（本項においては利札引換券は含まれない。）にかかる支払に関する請求は、それらについての適切な支払日から10年（元本の場合）又は5年（利息の場合）以内に行われない限り、時効消滅し、無効となる。

#### 8. 社債券の交換

社債券又は利札が紛失、盗失、毀損、汚損又は破損した場合、かかる社債券又は利札は、適用される一切の法令及び関連証券取引所又はその他の関連当局の規制要件に従って、発行・支払代理人、又は発行会社が随時かかる目的のために指定し、その指定につき社債権者に通知するその他の支払代理人若しくは名義書換代理人の指定事務取扱店舗において、交換に関して発生する料金、経費及び租税を請求者が支払った上で、また発行会社が要求する証拠、担保及び補償その他の条件に従って、交換することができる。本社債券又は利札が毀損又は汚損した場合には、代替りの社債券又は利札が発行される前に当該社債券又は利札を提出しなければならない。

#### 9. 追加の発行

発行会社は随時その自由裁量で、社債権者又は利札所持人の同意を得ることなく、本社債と同様の条件が適用されるあらゆるシリーズの追加の社債を設定及び発行することができ、かかる社債は当該シリーズの社債に統合され、それらとともに一つのシリーズを構成する。

#### 10. 通知

##### (1) 社債権者に対する通知

社債権者に対するあらゆる通知は、以下のいずれかに従ってなされた場合に、適式になされ効力を有するものとみなされる。

(a) 英国で一般に刊行されている日刊新聞（「フィナンシャル・タイムズ」となる予定）において公告された場合。この場合、最初に公告された日において通知がなされたものとみなされる。

(b) （本社債が関連証券取引所に上場されており、又はその他の関連当局により取引を認められている場合は）関連証券取引所又はその他の関連当局の規則及び規制に従って通知がなされた場合。この場合、かかる規則及び規制に従って最初に送信又は公告がなされた日に通知がなされたものとみなされる。

(c) 上記で要求されている公告又は郵送に代えて、社債権者に対する通知を関連決済システムに対して送付することができるが、適用ある場合には、前(b)項に従って要求される公告その他の要件も遵守することを条件とする。この場合、(その後の公告又は郵送にかかわらず、)該当する関連決済システムに対して最初に送信された日において通知がなされたものとみなされる。

前(a)項又は(b)項に従って要求される公告を行うことができない場合、通知は、欧州で刊行されているその他の主要な英文の日刊新聞において公告された場合に、その最初の公告日において有効に行われたものとみなされる。

利札の所持人は、あらゆる目的上、本項に従って社債権者に送付された通知の内容について通知を受けたものとみなされる。

## (2) 発行会社及び代理人に対する通知

あらゆるシリーズの本社債について、発行会社及び/又は代理人に対する一切の通知は、マスター代理人契約に規定された住所に宛てて、又は本項に従って社債権者に送付される通知により発行会社及び/又は代理人が指定するその他の者又は場所に宛てて送付されるものとする。

## (3) 通知の有効性

いずれかの通知が有効であり又は適式に完成され、適切な様式でなされているか否かについての判断は、発行会社及び関連決済システムにより、発行・支払代理人と相談の上でなされ、かかる判断は発行会社、諸代理人及び社債権者に対して決定的かつ拘束力を有するものである。

無効、不完全又は適切な様式でないと判断された通知は、発行会社及び関連決済システム(該当する場合)が別途合意しない限り、無効となる。本規定は、新たな又は訂正された通知を交付するために通知を交付する者の権利を損なうものではない。

発行会社、支払代理人、登録機関又は名義書換代理人は、かかる通知が無効、不完全又は適切な様式でないと判断された場合には、当該通知を提出した社債権者に迅速にその旨を通知するべく、一切の合理的な努力を尽くす。自身の側に過失又は故意の不正行為がない場合には、発行会社、関連決済システム又は代理人(適宜)のいずれも、通知が無効、不完全若しくは適切な様式でない旨の社債権者に対する通知又は判断に関連して自身が行った行為又は不作為につきいかなる者に対しても責任を負わない。

## 11. 変更及び集会

### (1) 本要項の変更

発行会社は、社債権者の同意を得ることなく、本要項に対して、発行会社の単独の意見において社債権者の利益を実質的に損なわない変更、或いは形式的、軽微若しくは技術的な性質の変更、又

は明白な誤りを訂正するため若しくは発行会社が設立された法域における強制的な法律の規定を遵守するため若しくは本要項中に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するための変更を行うことができる。

かかる変更の一切は社債権者に対して拘束力を有し、かかる変更の一切は、本要項第 10 項に従ってその後可及的速やかに社債権者に通知される。かかる通知を送付しなかった或いはかかる通知を受領しなかったとしても、それらはかかる変更の有効性に影響しない。

## (2) 社債権者集会

マスター代理人契約には、特別決議（マスター代理人契約に定義される。）による本要項又はマスター代理人契約の変更の承認を含め、社債権者の利益に影響する事項を審議するための社債権者の集会の招集に関する規定が含まれている。社債権者には、少なくとも 21 暦日（通知が送付された日及び集会が開催されることとなっている日を除く。）前に、集会の日時及び場所を明記した通知が送付される。

かかる集会は、発行会社又は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の 10%以上を保有する社債権者により、招集することができる。社債権者集会の定足数（特別決議（以下において定義する。）を可決するための集会の場合を除く。）は、本社債の過半数（保有又は代表される本社債の額面金額又は数量を基準として）を保有又は代表する 2 名以上の者とする。但し、かかる集会の議事に（とりわけ）下記(i)乃至(viii)の議案の審議が含まれる場合には、定足数は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の 75%以上又は（延会の場合は）25%以上を保有又は代表する 2 名以上の者とする。(i)本社債の満期日若しくは償還日、本社債の行使日若しくは失効日、或いは本社債に関する利息若しくは利息額の支払日を変更すること、(ii)本社債の額面金額若しくは本社債の償還若しくは行使につき支払われるべきプレミアムを減額若しくは消却すること、(iii)本社債に関する利率を引き下げ、若しくは本社債に関する利率若しくは利息の金額を算定する方法若しくは基準、若しくは本社債に関する利息額を算定する基準を変更すること、(iv)適用ある最終条件書に、利率の上限及び/若しくは下限、若しくは決済金額若しくは受領可能資産の上限及び/若しくは下限が定められている場合には、かかる上限及び/若しくは下限を引き下げること、(v)決済金額若しくは受領可能資産を算定する方法若しくは基準を変更すること（要項に定められている変更を除く。）(vi)本社債の支払通貨若しくは表示通貨を変更すること、(vii)社債権者集会に必要な定足数若しくは特別決議の可決に必要な過半数に関する規定を変更すること、又は(viii)保証契約を変更若しくは解除すること。マスター代理人契約には、発行済みの本社債の額面金額の 90%以上を保有する所持人により、又はかかる所持人に代わって署名された書面による決議は、あらゆる目的

上、適式に招集及び開催された社債権者集会において可決された特別決議と同様に効力を有するものとみなされる旨規定されている。かかる書面による決議は一つの文書として作成することも、同じ形式の複数の文書として作成することもでき、各文書は1名又は複数名の社債権者により又はかかる社債権者に代わって署名されるものとする。

マスター代理人契約の条件に従い適式に招集及び開催された集会において、かかる集会で投じられた票の75%以上の過半数により可決された決議を特別決議とする。かかる集会において適式に可決された特別決議は、自身が集会に出席していたか否かにかかわらず、償還されていない本社債を除いて、すべての社債権者に対して拘束力を有する。

## 12. 諸代理人

### (1) 諸代理人の任命

発行・支払代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人及び計算代理人は、発行会社及び（該当する場合は）保証会社の代理人としてのみ行為するものであり、社債権者に対していかなる義務も負わず、また社債権者のために或いは社債権者との間で、代理人又は信託の関係を有さない。発行会社及び（該当する場合は）保証会社は随時、既に任命した発行・支払代理人、その他の支払代理人、登録機関、名義書換代理人又は計算代理人を変更又は解任し、追加の又は別の支払代理人又は名義書換代理人を任命する権利を有する。但し、発行会社が常に、(i)発行・支払代理人1名、(ii)（記名式社債券に関しては）登録機関1名、(iii)（記名式社債券に関しては）名義書換代理人1名、(iv)（本要項により要求される場合には）1名又は複数の計算代理人、(v)欧州の主要都市2つ以上に指定事務取扱店舗を有する支払代理人、(vi)本社債が上場されるその他の証券取引所により要求されるその他の代理人、及び(vii)（上記(v)又は(vi)に従って既に条件が満たされている場合を除き）EC理事会指令（2003/48/EC）又は2000年11月26日から27日に開催されたECOFIN理事会の決定を実施するその他の指令又はかかる指令を施行若しくは遵守する法律若しくはかかる指令に従うために導入される法律に従って税金の源泉徴収又は控除を行う義務を負わない、欧州連合加盟国内に指定事務取扱店舗を有する支払代理人1名を擁していることを条件とする。代理人の解任及び代理人の指定事務取扱店舗の変更に関する通知は、本要項第10項に従って社債権者に送付される。

### (2) マスター代理人契約の変更

発行会社は、それが社債権者の利益を実質的に損うものでないと発行会社若しくは保証会社が判断した場合、又はかかる変更が形式的、軽微若しくは技術的な性質のものであるか、明白な誤りを訂正するため、適用法の強制的な規定を遵守するため、或いはマスター代理人契約に含まれる瑕疵

ある規定を是正、訂正若しくは補足するために変更が行われる場合に限り、マスター代理人契約の変更を認め、又は同契約に対する違反若しくは違反の予定、若しくは同契約の不遵守を宥恕若しくは承認することができる。

かかる変更は社債権者に対して拘束力を有し、変更後可及的速やかに本要項第 10 項に従って社債権者に通知される。但し、かかる通知が送付されなかった又は社債権者により受領されなかった場合でも、かかる変更の有効性又は拘束力に影響を及ぼすものではない。

### (3) 発行会社、保証会社及び諸代理人の責任

発行・支払代理人及び計算代理人（場合に応じて）は、本要項に基づいて行なわれた計算及び決定又は行為の誤り又は懈怠について、いかなる者に対しても責任又は債務を負わず、かかる計算及び決定はすべて（明白な誤りの場合を除く。）、発行会社、保証会社、諸代理人及び社債権者に対して最終的で拘束力を有するものとする。

発行会社、保証会社又はいずれの代理人も、（国内外の）法律の制定、（国内外の）公共機関の介入、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット、ロックアウトその他同様の事象又は状況に起因する損失又は損害につき、責任を負わない。ストライキ、封鎖、ボイコット及びロックアウトに関する責任の制限は、当事者のいずれかがかかる措置を講じた場合又はそれらの対象となった場合にも適用されるものとする。発行会社、保証会社又は代理人はいかなる場合でも（自身の側に詐欺行為があった場合を除く。）、社債権者が被った損失、損害、債務、費用、請求、訴訟又は要求につき、社債権者に損害賠償金を支払う義務を負わない。また、発行会社、保証会社又は代理人はいかなる場合でも、逸失利益、間接的損失若しくは損害、又は結果的損失若しくは損害につき、（かかる損失が生じる可能性について事前に通知を受けていたか否かにかかわらず）社債権者に対して責任を負わない。

発行会社、保証会社又は諸代理人のいずれかが、（国内外の）法律の制定、（国内外の）公共機関の介入、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット、ロックアウトその他同様の事象又は状況により支払又は交付の実施を妨げられる場合、当該事象又は状況が解消されるまでの間、かかる支払又は交付を延期できるものとし、この場合、かかる延期につき追加額の支払又は交付を行う義務は生じない。

### 13. 1999 年（第三者の権利に関する）契約法

いかなる者も、1999 年（第三者の権利に関する）契約法に基づいて本社債の条件を実施する権利を有さない。



#### 14. 準拠法及び管轄

- (a) 本社債、利札及びマスター代理人契約、並びにそれらに起因又は関連して生じる一切の契約外の義務は、イングランド法に準拠し、同法に従って解釈される。
- (b) 本社債、利札及び/又はマスター代理人契約に起因又は関連して生じる一切の紛争については、イングランドの裁判所がその専属的管轄権を有し、したがってそれらに起因又は関連して生じるあらゆる訴訟又は法的手続（以下「法的手続」という。）はかかる裁判所に提起される。

#### 15. 様式、額面、所有権及び譲渡

##### (1) 様式、額面

本社債は、各本社債の額面 10,000 ブラジル・レアルの無記名式で発行され、記名式社債券に交換することはできない。

本社債は当初、包括様式により発行され、特定の事由が生じた場合に限り確定様式の本社債券に交換することができ、包括様式の社債券は当該包括社債券の要項に従って確定社債券に交換される。かかる事由が生じた場合、発行会社は本要項第 10 項に従って迅速に社債権者に通知する。

##### (2) 所有権

社債券及び利札の所有権はマスター代理人契約の規定に従って交付により移転する。

発行会社及び関連する諸代理人は、（法律により別途要求されるか、又は正当な管轄権を有する裁判所により別途命令を受けた場合を除き）あらゆる社債券又は利札の所持人（以下に定義される。）を、あらゆる目的上（かかる社債券の支払期日超過の有無を問わず、また所有権、信託若しくはかかる社債券に対する持分に関する通知、かかる社債券面上（又はそれを表章する包括社債券面上）の書き込み、又はかかる社債券の盗失若しくは紛失にかかわらず）その完全な所有者とみなし、そのように扱い、いかなる者も所持人をそのように扱うことにつき責任を負わない。

本要項において、「社債権者」とは、無記名式社債券の持参人又は記名式社債券がその名義において登録されている者をいい、「所持人」とは、無記名式社債券又は利札に関しては当該無記名式社債券又は利札の持参人をいい、記名式社債券に関しては記名式社債券がその名義において登録されている者をいう。

##### (3) 無記名式社債券の譲渡

前記の規定に従うことを条件として、無記名式本社債券及び利札の所有権は、交付により移転する。

## 課税上の取扱い

### 課税一般について

以下に記載された情報は、現在本社債について適用される税法及び慣行の完全な要約ではない。本社債に関する取引（購入、譲渡、償還、消却及び/又は行使を含む）、本社債に対する金利又はプレミアムの発生又は受領、受領可能資産の交付及び本社債の所持人の死亡は、潜在的な買主に税務上の影響を与える可能性がある。税務上の影響は、とりわけ潜在的な買主の税務上の居住地及び/又は地位によって異なりうる。それゆえ本社債の潜在的な買主は、本社債に関する取引により生ずる税務上の取扱い、又は買主が税務上居住者とされる、若しくは納税の義務を負っている法域における税法上の影響について、各自の税務顧問に助言を求めるべきである。とりわけ、関係課税当局が本社債に基づく支払をどのように特徴付けるかについては、いかなる表明もなされない。

本社債の買主及び/又は売主は、本社債の発行価格又は購入価格（異なる場合）に加えて、印紙税及びその他の税の支払を要求される可能性がある。

### 1. 英国の租税

以下は、英国の現行の税法及び英国歳入税関庁の公表済みの実務に基づく一般的な記載であり、英国の課税に関する特定の側面のみに関連して、当行が英国の現行の法律及び実務につき理解している事項を要約したものである。下記は、すべての事項を網羅したものではない。また、本社債の実質的所有者のみに関するものであり、特別規則の適用対象となる、特定のクラスの納税者（本社債の取引を業とする者、特定のプロ投資家及び発行会社又は保証会社と関係を有する者）に対しては適用されない。

本社債の保有者になろうとする者で、英国以外の法域で課税される可能性のある者又は課税状況について確信が持てない者は、各自で専門家の助言を受けるべきである。

#### (1) 本社債に対する利息の支払

##### (i) 発行会社による利息の支払

発行会社は、発行会社が 2007 年所得税法（以下「本件法」という。）の第 991 条に定義される銀行である限り、かつ、本社債に対する利息が本件法第 878 条に定義される通常の業務過程において支払われる限り、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなく利息を支払うことができる。

##### (ii) 特定の本社債権者への利息の支払

本社債の利息は、その支払が行われる時点において発行会社が以下のいずれかに該当すると合理的に確信できる場合には、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなくこれを支払うことができる。

(a) 本社債につき支払われる利息を実質的に受ける権利を有する者が、かかる利息の支払に関して英国法人税の課税対象となっていること。

(b) 支払が本件法第 936 条に記載の課税が免除される団体又は者の区分の一つに対してなされること。

但し、英国歳入税関庁が、（かかる利息の支払が、支払が行われる時点において「除外される支払」に該当しないと同庁が確信する合理的な根拠を有する場合において）税金を控除した上で利息を支払うよう指示した場合はこの限りではない。

(iii) その他の源泉徴収

その他の場合には、他の非課税若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英国歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、基準税率により、本社債の利息の支払から英国の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

さらに、他の非課税若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英国歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、英国の課税上、かかる支払が利息に該当しないものの、年次の支払又は（現物決済が可能な社債券の場合は）「マニユファクチャード・ペイメント」のいずれかに該当する場合には、基準税率により、本社債の支払から英国の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

(2) 報告要件

英国内の者で、個人である他者に利息を支払うか又はかかる他者に代わって利息を受領する者は、受取人又は利息を受領する権利を有する者の身元に関して英国歳入税関庁に一定の情報を提供することを要求される可能性がある。特定の状況においては、かかる情報が他国の税務当局との間で交換される場合がある。

上記の規定は、特定の状況においては、「割引率の高い有価証券」（2005 年所得税（取引その他の収入）法）第 4 部第 8 章に定義される。）に該当する本社債の償還時に支払われるべき金額の支払にも適用される可能性がある。しかしながら、英国歳入税関庁の公表済みの実務によれば、かかる情報は、2011 年 4 月 5 日より前に支払われたかかる償還金額については必要とされないことになっている。

本社債の見込み所持人においては、貯蓄所得に対する課税に関する EU 指令に関する下記の開示も参照されたい。

## 貯蓄所得に対する課税に関する EU 指令

貯蓄所得に対する課税に関する欧州理事会指令（2003/48/EC）（以下「本件指令」という。）に基づき、EU の各加盟国は、その法域内の者から別の加盟国に居住する個人に対して行われた利息若しくはこれに類する所得の支払、又はその法域内の者が別の加盟国に居住する個人のために回収した支払について、その支払の詳細をかかると別の加盟国の税務当局に提供することを要求される。但し移行期間中は、オーストリア及びルクセンブルグは、（それぞれが別途の選択を行わない限り）この要件に代えて、かかる支払について時の経過に伴い 35% まで増加する率にて税額を差し引く源泉徴収制度を適用する。移行期間は、一定の非 EU 地域がかかると支払に関して情報の交換に同意した後、最初の 12 カ月間の会計年度が終了した時点で終了する予定である。

また、多数の非 EU 加盟国（スイスを含む。）及び特定の加盟国内の独立した地域又は特定の加盟国に關係する地域が、その法域内の者から加盟国内の個人若しくは加盟国内の一定のその他の者に対して行われた支払、又はその法域内の者が加盟国内の個人若しくは加盟国内の一定のその他の者のために回収した支払に関して、同様の手法（情報の提供又は移行的な源泉徴収のいずれか）を採用している。さらに、加盟国は、かかる独立した地域又は關係する地域の一部との間で、加盟国内の者からかかる地域の一つに居住する個人に対して行われた支払、又は加盟国内の者がかかる地域の一つに居住する個人のために回収した支払に関して、情報の相互提供又は移行的な源泉徴収に関する取り決めを行った。

本社債の見込み所持人においては、欧州委員会が本件指令を改正する提案を公表済みである点に留意されたい。提案されている改正が実施された場合、とりわけ、本件指令の適用範囲が(i)EU 加盟国に居住する個人を最終的な受益者とする一定の中間的組織（加盟国において設立された組織であるか否かを問わない。）を通じて行われた支払及び(ii)利息に類するより広範囲の所得、に拡大される可能性がある。

## 2. 日本国の租税

**本社債に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談する必要がある。**

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本の税法」という。）上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

本社債の利息は、日本の税法の定めるところにより、一般的に利息として取扱われるものと考えられる。日本国の居住者及び内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上 20%（15%の国税と 5%の地方税）の源泉所得税を課される

(租税特別措置法第3条の3、地方税法71条の5及び6)。居住者においては、当該源泉所得税の徴収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。但し、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限のもとで、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

本社債の償還金額が本社債の取得価額を超える場合のその差額については、明確な規定がないため、全く疑義無しとはしないが、償還差益として取扱われるものと思われる。償還差益として取扱われ、かつ、当該差益が日本国の居住者に帰属する場合は雑所得として取扱われ、総合課税の対象となる(所得税法第35条第1項、所得税基本通達35-1(3))。また当該償還差益が日本国の内国法人に帰属する場合は、償還差益は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。また本社債の償還金額が本社債の取得価額を下回る場合の償還差損を日常的な家庭内の事項に関して生じた損失又は利子所得を得るための支出とみなされる可能性は実質的には否定できず、その場合、個人投資家に発生した償還差損は課税上ないものとみなされることとなる。

内国法人投資家が本社債を譲渡した場合及び外国法人投資家が本社債を国内の営業所を通じて譲渡した場合に生じた譲渡損益については、益金の額又は損金の額として課税所得に算入され法人税及び地方税が課されるものと考えられる。

日本国の居住者である個人が本社債を譲渡した場合、原則として、その譲渡益に対する租税は課されないものと考えられ、その譲渡損はなかったものとみなされるものと考えられる(租税特別措置法第37条の15第1項第1号、第2項第1号)。しかし、社債の利子の利率のうち最も高いものを最も低いもので除した割合が100分の150以上である社債(利子を付さない期間があるものを含む。)については、その譲渡に関する損益は総合課税の対象となる(租税特別措置法第37条の16第1項第2号、同法施行令第25条の15第2項第4号)。本社債は、利子の利率のうち最も高いものを最も低いもので除して計算した割合が100分の150以上になる可能性があるため、譲渡益が譲渡所得として総合課税の対象となると解される可能性もあるといえる。

外国法人の発行する社債から生ずる利息及び償還差益は、日本国に源泉のある所得として取扱われぬ。したがって、本社債にかかる利息及び償還差益で、日本国の非居住者及び日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されないと考えられる。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で非居住者及び日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されないと考えられる。

## 本社債に関するリスク要因

本社債への投資には一定のリスクが伴う。各投資家は、本社債へ投資することが適切か否か判断するにあたり、以下に記載されるリスク要因及びその他のリスク要因を検討すべきである。但し、以下の記載は本社債に関連するすべてのリスクを完全に網羅することを意図したものではない。

### 為替レート変動リスク

本社債はブラジル・レアルをもって表示され、元利金の額もブラジル・レアルで表示されるが、その支払は、支払時の一定の外国為替相場に基づき換算された円貨によって行われるため、支払われる円貨額は外国為替相場の変動により影響を受ける。ブラジル・レアルは米ドル、ユーロ等の主要通貨と比べ、外国為替相場の変動幅が大きく、円で換算した場合の支払額も、米ドル、ユーロ等の主要通貨と比べ、より大きく変動する。また、これにより、円換算した償還価額または売却価額が投資元本を割り込むことがある。

### 金利

本社債の利息額は、ブラジル・レアルで表示される。したがって、償還前の各本社債の価値はブラジル・レアルの金利の変動の影響を受ける。通常の状態のもとでは、本社債のブラジル・レアル建ての価値は、ブラジル・レアルの金利が低下する場合には上昇し、逆の場合には下落することが予想される。

### 信用リスク

本社債の償還の確実性は、発行会社の信用力に依拠する。発行会社の信用状況が損なわれた場合、本社債を購入した投資家に損失が生じる可能性がある。

### カントリーリスク

ブラジル連邦共和国における、政治・経済・社会情勢の変動や天変地異等により、途中売却やブラジル・レアルの日本円への交換が制限される、あるいはできなくなる可能性がある。

### 流動性及び市場性

本社債についてその流通性や市場性は必ずしも保証されるものではなく、償還前の売却が困難になった場合、そのことが売却価格に悪影響を及ぼすおそれがある。

### 時価評価

償還前の本社債の価格は、金利の変動、発行会社の経営・財務状況の変化及びそれに伴う外部信用評価の変化（例えば格付機関による格付の変更）等により上下するため、時価評価の対象とされている場合、本社債の時価が投資元本を下回る場合には償還前においても損失を被り、また、実際に償還前に売却する場合、売却金額が投資元本を割り込むことがある。

## 税金

将来において、本社債についての課税上の取扱いが変更される可能性がある。よって、本社債を保有しようとする者は、本社債の購入、所有若しくは売却に関する税金面での取扱いにつき、必要に応じて税務顧問の助言を受けることが望ましい。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当なし。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当なし。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 2009年度（自平成21年1月1日 至平成21年12月31日）  
平成22年6月28日 EDINETにより関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

該当なし。

#### 3【臨時報告書】

該当なし。

#### 4【訂正報告書】

有価証券報告書の訂正報告書（上記1に係る訂正報告書）  
平成22年8月18日 EDINETにより関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

該当なし。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし。

## 第四部【保証会社等の情報】

該当なし。



## 「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 パークレイズ・バンク・ピーエルシー

代表者の役職氏名 グループ財務担当取締役 クリストファー・ルーカス

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
  
- 2 当社は一の格付機関により既に発行した社債券のいずれかに特定格付が付与され、かつ、他の格付機関により既に発行した社債券又はその募集若しくは売出しに関し法第4条第1項に規定する届出をしようとする社債券のいずれかに特定格付が付与されております（これらの格付が公表されている場合に限ります。）。
  - (1) 格付が付与されている社債券（すでに発行されていたもの）の名称  
パークレイズ・バンク・ピーエルシー第3回円貨社債(2009)  
格付 Aa3  
(格付を付与し、公表している格付機関名 ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)
  
  - (2) 格付が付与されている社債券（すでに発行されていたもの）の名称  
パークレイズ・バンク・ピーエルシー第3回円貨社債(2009)  
格付 AA-  
(格付を付与し、公表している格付機関名 スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス)

## 有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面

### 1 中間決算の要約

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、2010年8月5日に中間決算を発表した。以下はその要約である。

#### グループ財務担当取締役のレビュー

---

#### 当グループの業績

2010年度上半期のパークレイズの税引前利益は、3,947百万ポンドと前年同期比で45%増加した。当グループ自身の信用度に関連する変動、買収に係る利益及び債務の買戻しによる利益を除外した当グループの税引前利益は、2,406百万ポンドから23%増の2,963百万ポンドとなった。

収益は8%増の16,578百万ポンドであった(2009年度上半期:15,297百万ポンド)。パークレイズ・キャピタルの収益合計は30%増の7,912百万ポンドとなった(2009年度上半期:6,089百万ポンド)。これは、クレジット市場エクスポージャーに関して損益を通じて計上された損失が65百万ポンドへと大幅に減少したこと(2009年度上半期:3,507百万ポンドの損失)及び当グループ自身の信用度に関連する851百万ポンドの利益(2009年度上半期:893百万ポンドの損失)を反映するものであった。これらの項目を除外した2010年度上半期のパークレイズ・キャピタルのトップライン収益は、例外的な高水準を記録した前年同期比で32%減の7,126百万ポンドとなり、2010年度第2四半期のトップライン収益は、全体的な活動レベルが低下したため、2010年度第1四半期比で15%減の3,281百万ポンドとなった。グローバル・リテール・バンキング(「GRB」)の収益は、経済成長の鈍化と、利息収入純額の一段の減少を反映して、1%減の5,134百万ポンドとなった。アブサの収益は14%増の1,379百万ポンドとなった(2009年度上半期:1,210百万ポンド)。

貸付金、売却可能資産及びリバース・レポ取引に係る当グループ全体の減損費用は、32%改善して3,080百万ポンドとなった(2009年度上半期:4,556百万ポンド)。この減少は、スペインにおいてパークレイズ・コーポレートのローンブックに係る減損費用が433百万ポンド増加したにもかかわらず達成された。2010年6月30日現在の当グループの貸付金に占める減損費用の割合は、2009年通年が156ベースポイントであったのに対し、118ベースポイントに改善した。

減損費用計上後の当グループの収益純額は26%増の13,498百万ポンドとなり(2009年度上半期:10,741百万ポンド)、とりわけパークレイズ・キャピタルにおける増加が好調で80%増の7,603百万ポンドとなった(2009年度上半期:4,215百万ポンド)。

その結果、当グループの収益純額に対する費用の比率は75%から72%に改善し、収益純額が26%増加したのに対し営業費用は1,668百万ポンド増の9,717百万ポンドと21%増加した。この増加分のうち1,037百万ポンドはパークレイズ・キャピタルに帰属するものであり、セールス、オリジネーション、トレーディング及びリサーチ機能全般への投資、テクノロジー及びインフラへの投資、並びに過年度の報酬繰延べに関する費用の増加を反映していた。営業費用は、本社機能において197百万ポンド増加したが、これは主にパークレイズの米国の経済制裁法の遵守状況に関するレビューにより生じた問題につき考えられる解決策に関連する引当金に起因するものであった。アブサの費用は、対ポンドでのランドの平均価値の上昇により127百万ポ

ンド増加し、バークレイズ・コーポレートにおける新市場の費用の増加は、93 百万ポンドの事業再編費用を反映するものであった。その結果、当グループの収益に対する費用の比率は 59% に増加した（2009 年度上半期：53%）。バークレイズ・キャピタルの収益に対する報酬の比率は、2009 年通年が 38%であったのに対し、37%となった。

### 業績—グローバル・リテール・バンキング

GRB は、UK リテール・バンキング、バークレイカード、西ヨーロッパ・リテール・バンキング及びバークレイズ・アフリカで構成される。GRB の税引前利益は、7%増の 901 百万ポンドとなり（2009 年度上半期：845 百万ポンド）、これには英国におけるスタンダード・ライフ・バンクの買収及びイタリアにおけるシティグループのカード事業の買収に係る利益 129 百万ポンドが含まれていた。

収益は、事業の拡大により一部相殺されたものの、純利息マージンが 26 ベーシスポイント減少して 223 ベーシスポイントになったことと手数料が減少したことにより、1%減の 5,134 百万ポンドとなった（2009 年度上半期：5,207 百万ポンド）。純利息マージンの減少は、低金利環境の継続及び預金に関する競争を要因とするものであり、原資産マージンの拡大により一部相殺されている。新たな社内のファンズ・トランスファー・プライシング・メカニズム（グループ内の資金調達及び流動性に関してプライシングを行うための当グループの制度（「FTP」）。FTP の効果は、正味余剰流動性を備えた事業部門に対して適切な与信を認め、実勢市場金利により決定されるバークレイズの内部資金調達レートにてホールセール・ファンディングを必要としている事業部門に請求を行うことである。）の効果により、GRB 全体の純利息マージンに対する影響は概ね中立的であったものの、負債マージンの上昇と資産マージンの低下がもたらされた。

減損費用は 8%減少し、貸倒比率は 32 ベーシスポイント改善して 159 ベーシスポイントとなった。これは、GRB の資産ミックスが比較的保守的なポジションをとっていることと、経済状況が幾分改善したことを証明するものであった。費用は、2009 年度下半期及び 2010 年度上半期に実施された買収の影響並びに継続的な年金費用の増加により、5%増の 2,866 百万ポンドとなった（2009 年度上半期：2,739 百万ポンド）。2010 年度上半期の業績は、確定給付型年金の最低給付の取扱の変更により生じた 146 百万ポンドの年金クレジットによる好影響も受けている。

UK リテール・バンキング（「UKRB」）の税引前利益は 61%増の 504 百万ポンド（2009 年度上半期：313 百万ポンド）となった。これにはスタンダード・ライフ・バンクの買収に係る利益 100 百万ポンド及び減損費用の減少が反映されており、低金利環境の継続に伴うマージン縮小により一部減殺されている。マージン縮小にもかかわらず、事業の拡大が継続したことから収益は 1%増加した。新規モーゲージ貸付の融資比率は、引き続き貸付に関して慎重なアプローチをとったことから平均で 51%であった。減損費用は低金利と新規事業の質が向上したことを受けて 14%減少した。その結果、収益純額は 6%増の 1,724 百万ポンドとなった（2009 年度上半期：1,630 百万ポンド）。営業費用は、上記の確定給付型年金の最低給付の取扱の変更により生じた年金クレジットの UKRB 分により 118 百万ポンドの好影響を受けたが、これは年金費用が対前年同期比で 46 百万ポンド増加したことにより一部相殺されている。

バークレイカードの税引前利益は、米国におけるクレジットカード説明責任、責務及び開示法を主因として 15%減の 317 百万ポンドとなった（2009 年度上半期：375 百万ポンド）。収益は 3%減の 1,958 百万ポンドとなった。減損費用も、経済状況の改善及びすべての主要市場における延滞傾向の改善を反映して減少した。営業費用は、従業員関連費用の増加及びマーケティング活動への投資により増加した。

西ヨーロッパ・リテール・バンキングの税引前利益は、厳しい経済環境の中、82 百万ポンド減の 10 百万ポンドとなった（2009 年度上半期：92 百万ポンド）。困難な環境下でも投資を継続し、イタリアのシティグループのクレジットカード事業の買収によって 29 百万ポンドの買収に係る利益が生じた。収益は、手数料の増加により一部相殺されたものの、トレジャリー業務の利息収入の減少及びマージン縮小により 12%減となった。減損費用は、延滞傾向の改善、与信基準の厳格化及び回収活動の改善を受けて 10%減少した。営業費用は、主に支店網の拡大と、2009 年度下半期中のポルトガルにおけるクレジットカード事業の買収及び 2010 年度上半期中のイタリアにおけるクレジットカード事業の買収の影響を受けて 12%増加した。

バークレイズ・アフリカの税引前利益は、収益の増加及び減損費用の減少を受けて 8%増の 70 百万ポンドとなった（2009 年度上半期：65 百万ポンド）。収益はマージン及びトレーディング収益の改善により 10%増加した。減損費用は、経済環境の改善及び回収プロセスの改善によって減少した。営業費用は、インフラへの投資が増加したことから 12%増加した。4 月に合意されたバークレイズ・アフリカのキャストディ事業の売却は、2010 年度末までに完了する見込みである。

#### 業績—コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング・アンド・バークレイズ・ウェルズ

バークレイズ・キャピタルの税引前利益は、3,400 百万ポンドに増加した（2009 年度上半期：1,047 百万ポンド）。当グループ自身の信用度に関連する利益を除いた税引前利益は 31%増の 2,549 百万ポンドであった。収益合計は 30%増の 7,912 百万ポンドとなった（2009 年度上半期：6,089 百万ポンドの損失）。これは、クレジット市場エクスポージャーに関して損益を通じて計上された損失が 65 百万ポンドへと大幅に減少したこと（2009 年度上半期：3,507 百万ポンド）及び当グループ自身の信用度に関連する 851 百万ポンドの利益（2009 年度上半期：893 百万ポンドの損失）を反映するものであった。これらの項目を除外したトップライン収益は、例外的な高水準を記録した前年同期から 32%減の 7,126 百万ポンドとなった。債券、通貨・コモディティのトップライン収益 4,948 百万ポンドは、金利及びコモディティによる寄与が低下したことを受けて 40%の減少となった。エクイティ及びプライム・サービスのトップライン収益は、キャッシュ・エクイティの伸びが、欧州のエクイティ・デリバティブにおける市場活動の低下により減殺されたため、18%減の 1,056 百万ポンドとなった。インベストメント・バンキングの収益は 6%減の 1,017 百万ポンドであった。

2010 年度第 2 四半期のトップライン収益は 2010 年度第 1 四半期から 15%減の 3,281 百万ポンドであった。市場環境は 2010 年度第 2 四半期に厳しさを増し、活動水準の低下により債券、通貨・コモディティ業務は第 1 四半期から第 2 四半期にかけて 16%減、インベストメント・バンキング業務は 17%減となり、これはエクイティ及びプライム・サービスからの寄与の 14%増を減殺してなお余りあるものであった。

2010 年度上半期の減損費用は 309 百万ポンドと大幅に減少し（2009 年度上半期：1,874 百万ポンド）、収益純額は 80%増の 7,603 百万ポンドとなった。営業費用は 33%増加し、収益純額（当グループ自身の信用度に関連する利益を除く。）の増加と概ね一致していた。これはセールス、オリジネーション、トレーディング及びリサーチ業務の継続的な構築、並びに過年度の報酬繰延べに関連する費用の増加を主因とするものであった。報酬費用は、収益の 37%を占めていた（2009 年通年は 38%）。当グループ自身の信用度に関連する利益を除外すると、報酬費用は収益の 42%を占めていたことになる。

バークレイズ・コーポレートでは、大陸ヨーロッパ及び新市場の損失が英国及びアイルランド事業の増益を減殺してなお余りあるものであったため、377 百万ポンドの税引前損失を計上した（2009 年度上半期：152 百万ポンドの利益）。収益合計は、トレジャリー・マネジメント業

務の収入の減少及び資金調達費用の増加を反映して 14%減少した。減損費用は、不動産及び建設業界に対するエクスポージャーに関する損失深刻度の仮定引上げを受けスペインで 433 百万ポンド増加したことから、32%増の 949 百万ポンドとなった。英国及びアイルランド並びに新市場業務の減損費用は大幅に改善した。営業費用は、新市場における事業再編費用 93 百万ポンド及び英国におけるインフラへの投資が、確定給付型年金の最低給付の取扱の変更により生じた年金クレジットにより一部相殺された結果、8% (61 百万ポンド) 増の 829 百万ポンドとなった。

**バークレイズ・ウェルスの税引前利益**は、27%増の 95 百万ポンドとなった (2009 年度上半期：75 百万ポンド)。収益は、富裕層事業の好調な増収による好影響を受け、また社内の FTP メカニズムの変更による帰属利息収入純額の増加を反映して 22%増の 757 百万ポンドとなった。減損費用は現在の経済環境が顧客の流動性及び担保価額に及ぼした影響を反映して 6 百万ポンド増加した。営業費用は、富裕層事業の増収が人件費及びインフラ費用に及ぼした影響と、バークレイズ・ウェルスの戦略的投資プログラムの開始を主因として 20%増加した。本プログラムに対する投資は 2010 年度下半期に約 80 百万ポンドに増加するものと予想している。

**インベストメント・マネジメントの税引前利益**は 31 百万ポンド (2009 年度上半期：37 百万ポンド) で、主としてブラックロック・インクに対する 19.9%の持分による受取配当金を反映するものであった。2010 年 6 月 30 日現在の資産合計 3,603 百万ポンドは、ブラックロック・インクに対して保有する 37.567 百万株の公正価値を反映していた (2009 年 12 月 31 日現在：5,406 百万ポンド)。

#### 業績—アブサ

**アブサ・グループ・リミテッドの税引前利益**は、18%増の 5,617 百万ランドとなった (2009 年度上半期：4,757 百万ランド)。バークレイズの事業部門別報告では、アブサのクレジットカード事業の業績は**バークレイカード**に、インベストメント・バンキング事業は**バークレイズ・キャピタル**に、ウェルズ事業は**バークレイズ・ウェルズ**に計上されている。アブサ・グループ・リミテッドのその他の事業は**アブサ**部門において報告されている。

**アブサの税引前利益**は、対ポンドでのランドの平均価値の上昇により 23%増の 318 百万ポンドとなった (2009 年度上半期：259 百万ポンド)。為替レートの変動の影響で営業費用は 19%増加し、減損費用は 4%減少した。現地通貨建ての減損費用は、経済状況の緩和を受けて 18%改善した。

#### 業績—本社機能及びその他の事業

**本社機能及びその他の事業**は 421 百万ポンドの税引前損失を計上した (2009 年度上半期：311 百万ポンドの利益)。この利益の減少は、2009 年度に発生した債務の消却による純利益 1,109 百万ポンドの再計上がなかったことと、バークレイズの米国の経済制裁法の遵守状況に関して考えられる解決策に関連する引当金 194 百万ポンドに起因するものであった。これらは、短期金融市場の混乱の緩和に伴い本部における資金調達業務の費用が減少したこと及び為替換算差額の利益を損益計算書に組替えたことによる 2010 年度の利息収入純額の増加により一部減殺されている。

#### 貸借対照表及び資本管理

##### 株主資本

2010 年度の非支配持分を含む株主資本は、29 億ポンドの税引後利益及びバークレイズ・ピーエールシーに対するワラント行使による 11 億ポンドの資本注入を要因として 5%増の 617 億ポンドとなったが、これはその他の準備金の変動により減殺されている。

## 貸借対照表

2010年度の資産合計は2,090億ポンド増の1兆5,880億ポンドとなった。パークレイズ・キャピタル、UKRB及びパークレイズ・ウェルスを主因として貸付金は330億ポンド増加した。2010年度上半期の英国の家計及び企業に対する新規貸付総額は180億ポンドに達し、スタンダード・ライフ・バンクの買収により更に70億ポンドが追加計上された。デリバティブ資産は、主要なフォワードカーブの低下を受けた金利デリバティブ資産残高の増加を主因として880億ポンド増加した。デリバティブ資産と負債に帰属する残高は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則（「米国 GAAP」）に基づく場合と同様に、同じカウンターパーティとの資産と負債の相殺又は当グループが保有する現金担保との相殺が認められる場合、国際財務報告基準（「IFRS」）のもとで発表した金額を4,610億ポンド下回ることになる（2009年12月31日現在では、3,740億ポンド下回ることになる。）。これ以外に貸借対照表上の運用資産残高、決済差額、のれん及び無形資産を除いた調整後有形資産合計は2010年6月30日現在で1兆630億ポンドであった（2009年12月31日現在では9,690億ポンド）。これに基づく、適格Tier1資本合計に対する調整後有形資産合計の倍率である調整後総レバレッジ率は2010年6月30日現在で20倍であった（2009年12月31日現在：19倍）。

## 資本管理

2010年6月30日現在で、バーゼルⅡに基づく、当グループのコアTier1比率は10.2%（2009年12月31日現在：10.1%）、Tier1比率は13.2%（2009年12月31日現在：13.0%）であった。リスク調整後資産は2010年度上半期中に3%増加して3,950億ポンドとなった。

## 流動性及び資金調達

当グループが保有する2010年6月30日現在の流動性プールは、2009年度末の1,270億ポンドから330億ポンド増の1,600億ポンドとなった。当グループは余剰流動性を当面、現行水準で維持する予定である。当グループは、規制当局によるレビューが完了次第、余剰流動性の水準を見直す意向である。

当グループは引き続き、無担保短期金融市場で預金を呼び込んでおり、様々な市場で更に担保付き及び無担保のターム物資金を調達している。当グループは無担保純債務の平均期間を最低26カ月から最低31カ月に拡大し、当グループの流動性プールは現在、ホールセール満期の1年以上をカバーするのに十分な水準である。

当グループは期中、引き続き複数の市場でシニア・ターム債発行による資金調達を順調に行った。担保付き公募発行は合計30億ポンド、無担保公募発行は合計60億ポンドとなった。仕組債プログラムでは120億ポンド相当を調達した。

## 見通し

当グループが事業を展開する市場及び経済環境は引き続き不透明であるが、好調な収益創出、コスト基盤の柔軟性、リスク管理の成果が相俟って利益及びリターンを押し上げていることに満足している。当グループの顧客との関係がこうした業績の中核をなしている。

7月に見られたトレンドは上半期とほぼ同じであり、当グループのリテール、コマーシャル、ウェルスマネジメントの各業務も同様に推移している。インベストメント・バンキングの業務量は7月後半に増加し、底堅かった第2四半期のランレートと一致している。当グループ自身の信用度は引き続き変動が激しく、クレジット・スプレッドの動きによる影響を受けている。

向こう数年間に見込まれる規制変更を予想して、引き続き当グループ全体の資本、レバレッジ及び流動性を現行水準に維持する意向である。

グループ財務担当取締役、クリス・ルーカス

【追完情報】

(1) 要約連結中間損益計算書（未監査）

	2010年6月30日終了上半期	2009年6月30日終了上半期
	百万ポンド	百万ポンド
<b>継続事業</b>		
利息収入純額	5,967	5,475
手数料収入純額	4,194	4,127
トレーディング収益純額	5,632	4,117
投資収益純額	529	98
保険契約に基づく保険料収入純額	582	602
その他の収益	89	1,299
<b>収益合計</b>	<b>16,993</b>	<b>15,718</b>
保険契約に基づく保険金及び給付金純額	(415)	(421)
<b>保険金控除後の収益合計</b>	<b>16,578</b>	<b>15,297</b>
減損費用及びその他の信用関連引当金繰入額	(3,080)	(4,556)
<b>収益純額</b>	<b>13,498</b>	<b>10,741</b>
人件費	(5,812)	(4,815)
一般管理費	(3,273)	(2,627)
有形固定資産減価償却費	(408)	(379)
無形資産償却費	(224)	(228)
<b>営業費用</b>	<b>(9,717)</b>	<b>(8,049)</b>
関連会社及び合弁企業の税引後損益に対する持分	33	13
子会社、関連会社及び合弁企業の売却益	4	21
買収に係る利益	129	—
<b>継続事業からの税引前利益</b>	<b>3,947</b>	<b>2,726</b>
継続事業に係る税金	(1,026)	(532)
<b>継続事業からの税引後利益</b>	<b>2,921</b>	<b>2,194</b>
非継続事業からの税引後利益（売却益を含む）	—	125
<b>当期純利益</b>	<b>2,921</b>	<b>2,319</b>
<b>以下に帰属するもの：</b>		
非支配持分	189	144
親会社の株主	2,732	2,175
	<b>2,921</b>	<b>2,319</b>

(2) 要約連結中間包括利益計算書 (未監査)

	2010年6月30日終了上半期	2009年6月30日終了上半期
	百万ポンド	百万ポンド
当期純利益	2,921	2,319
その他の包括利益		
継続事業		
為替換算差額	1,048	(1,522)
売却可能金融資産	(1,981)	649
キャッシュフロー・ヘッジ	730	167
その他	—	(6)
その他の包括利益の構成要素に関する税金	(259)	(44)
継続事業からの当期その他の包括利益 (税引後)	(462)	(756)
非継続事業からの当期その他の包括利益 (税引後)	—	(137)
当期包括利益合計	2,459	1,426
以下に帰属するもの :		
非支配持分	332	237
親会社の株主	2,127	1,189
当期包括利益合計	2,459	1,426



### (3) 要約連結中間貸借対照表（未監査）

	2010年6月30日現在	2009年12月31日現在
	百万ポンド	百万ポンド
<b>資産</b>		
現金及び中央銀行預け金	103,928	81,483
他の銀行から取立中の項目	961	1,593
トレーディング・ポートフォリオ資産	167,087	151,395
公正価値で測定すると指定された金融資産	42,764	42,568
デリバティブ	505,210	416,815
銀行に対する貸付金	45,924	41,135
顧客に対する貸付金	448,266	420,224
売却可能金融投資	53,276	56,651
リバース・レボ取引及び借入有価証券に対する現金担保	197,050	143,431
未収還付税及び繰延税金資産	2,187	2,652
関連会社及び合併企業に対する投資	406	422
のれん及び無形資産	8,824	8,795
有形固定資産	5,738	5,626
その他の資産	6,185	6,358
<b>資産合計</b>	<b>1,587,806</b>	<b>1,379,148</b>
<b>負債</b>		
銀行預り金	94,304	76,446
他銀行への未決済項目	1,500	1,466
顧客預り金	360,993	322,455
トレーディング・ポートフォリオ負債	71,752	51,252
公正価値で測定すると指定された金融負債	87,229	86,202
投資契約に基づく顧客への負債	1,786	1,679
デリバティブ	486,261	403,416
発行債券	151,728	135,902
レボ取引及び貸付有価証券に対する現金担保	227,706	198,781
未払税金及び繰延税金負債	1,491	1,434
保険契約負債(ユニットリンク型負債を含む)	2,168	2,140
劣後負債	25,929	25,816
引当金	807	590
退職給付債務	788	769
その他の負債	11,644	12,101
<b>負債合計</b>	<b>1,526,086</b>	<b>1,320,449</b>
<b>株主資本</b>		
発行済株主資本	2,402	2,402
株式払込剰余金	12,092	12,092
その他の剰余金	3,747	4,342
利益剰余金	40,463	37,089
<b>非支配持分を除く株主資本</b>	<b>58,704</b>	<b>55,925</b>
非支配持分	3,016	2,774
<b>株主資本合計</b>	<b>61,720</b>	<b>58,699</b>
<b>負債及び株主資本合計</b>	<b>1,587,806</b>	<b>1,379,148</b>

(4) 要約連結中間株主資本変動表（未監査）

	発行済株主 資本及び 株式払込 剰余金	その他の 剰余金及び その他の 株主資本	利益剰余金	合計	非支配持分	株主資本合計
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
<b>2010年6月30日終了上半期</b>						
2010年1月1日現在残高	14,494	4,342	37,089	55,925	2,774	58,699
当期純利益	—	—	2,732	2,732	189	2,921
<b>その他の包括利益：</b>						
為替換算差額	—	935	—	935	113	1,048
売却可能金融資産	—	(1,982)	—	(1,982)	1	(1,981)
キャッシュフロー・ヘッジ	—	694	—	694	36	730
その他の包括利益の構成要素に関する税金	—	(256)	4	(252)	(7)	(259)
<b>包括利益合計</b>	<b>—</b>	<b>(609)</b>	<b>2,736</b>	<b>2,127</b>	<b>332</b>	<b>2,459</b>
持分決済型株式制度	—	—	405	405	—	405
株式報酬制度に基づき権利確定した パークレイズ・ピーエルシー株式	—	—	(334)	(334)	—	(334)
パークレイズ・ピーエルシーからの資本注入	—	—	1,070	1,070	—	1,070
配当金支払額	—	—	(124)	(124)	(82)	(206)
優先株式及びその他の株主持分に係る配当金	—	—	(290)	(290)	—	(290)
その他	—	14	(89)	(75)	(8)	(83)
<b>2010年6月30日現在残高</b>	<b>14,494</b>	<b>3,747</b>	<b>40,463</b>	<b>58,704</b>	<b>3,016</b>	<b>61,720</b>
<b>2009年12月31日終了下半期</b>						
2009年7月1日現在残高	14,476	3,306	28,531	46,313	2,533	48,846
当期純利益	—	—	7,818	7,818	152	7,970
<b>その他の包括利益：</b>						
為替換算差額	—	504	—	504	165	669
売却可能金融資産	—	671	—	671	—	671
キャッシュフロー・ヘッジ	—	3	—	3	(5)	(2)
その他	—	—	5	5	—	5
その他の包括利益の構成要素に関する税金	—	(154)	170	16	2	18
非継続事業からのその他の包括利益 (税引後)	—	70	9	79	—	79
<b>包括利益合計</b>	<b>—</b>	<b>1,094</b>	<b>8,002</b>	<b>9,096</b>	<b>314</b>	<b>9,410</b>
新規普通株式発行	7	—	—	7	—	7
持分決済型株式制度	—	—	98	98	—	98
株式報酬制度に基づき権利確定した パークレイズ・ピーエルシー株式	—	—	(31)	(31)	—	(31)
パークレイズ・ピーエルシーからの資本注入	—	—	800	800	—	800
配当金支払額	—	—	205	205	(61)	144
優先株式及びその他の株主資本に係る配当金	—	—	(599)	(599)	—	(599)
買収、売却及び株式発行による非支配持分の 純減少	—	—	—	—	(78)	(78)
その他	11	(58)	83	36	66	102
<b>2009年12月31日現在残高</b>	<b>14,494</b>	<b>4,342</b>	<b>37,089</b>	<b>55,925</b>	<b>2,774</b>	<b>58,699</b>

	発行済株主 資本及び 株式払込 剰余金	その他の 剰余金及び その他の 株主資本	利益剰余金	合計	非支配持分	株主資本合計
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
2009年6月30日終了上半期						
2009年1月1日現在残高	14,458	4,287	22,457	41,202	2,372	43,574
当期純利益	—	—	2,175	2,175	144	2,319
その他の包括利益：						
為替換算差額	—	(1,642)	—	(1,642)	120	(1,522)
売却可能金融資産	—	662	—	662	(13)	649
キャッシュフロー・ヘッジ	—	191	—	191	(24)	167
その他	—	—	(6)	(6)	—	(6)
その他の包括利益の構成要素に関する税金	—	(55)	1	(54)	10	(44)
非継続事業からのその他の包括利益 (税引後)	—	(145)	8	(137)	—	(137)
<b>包括利益合計</b>	<b>—</b>	<b>(989)</b>	<b>2,178</b>	<b>1,189</b>	<b>237</b>	<b>1,426</b>
新規普通株式発行	18	—	—	18	—	18
従業員株式制度に基づく株式発行	—	—	—	—	—	—
持分決済型株式制度	—	—	200	200	—	200
株式報酬制度に基づき権利確定した パークレイズ・ピーエルシー株式	—	—	(49)	(49)	—	(49)
パークレイズ・ピーエルシーからの資本注入	—	—	4,050	4,050	—	4,050
配当金支払額	—	—	(308)	(308)	(71)	(379)
買収、売却及び株式発行による非支配持分の 純減少	—	—	—	—	(5)	(5)
その他	—	8	3	11	—	11
<b>2009年6月30日現在残高</b>	<b>14,476</b>	<b>3,306</b>	<b>28,531</b>	<b>46,313</b>	<b>2,533</b>	<b>48,846</b>

包括利益合計2,459百万ポンド（2009年12月31日現在：9,410百万ポンド、2009年6月30日現在：1,426百万ポンド）が株主資本変動表において認識されている。

(5) 要約連結中間キャッシュフロー計算書 (未監査)

	2010年6月30日終了上半期	2009年12月31日終了下半期
	百万ポンド	百万ポンド
<b>継続事業</b>		
税引前利益	3,947	4,559
非現金項目の調整	(1,282)	13,092
営業資産及び負債の変動	22,076	24,946
税金支払額	(700)	(1,176)
<b>営業活動からのキャッシュ純額</b>	<b>24,041</b>	<b>41,421</b>
投資活動からのキャッシュ純額	3,223	12,260
財務活動からのキャッシュ純額	(506)	(610)
非継続事業からのキャッシュ純額	—	(376)
外貨建現金及び現金同等物に係る為替差益／(損)	2,747	(2,864)
<b>現金及び現金同等物の純増加</b>	<b>29,505</b>	<b>49,831</b>
現金及び現金同等物—期首現在	114,340	64,509
<b>現金及び現金同等物—期末現在</b>	<b>143,845</b>	<b>114,340</b>

(6) 中間要約連結財務書類に対する注記 (未監査)

1 トレーディング収益純額

	6月30日終了上半期	
	2010年	2009年
	百万ポンド	百万ポンド
トレーディング収益	4,846	8,517
当グループ自身の信用度に関連する利益/(費用)	851	(893)
信用市場の公正価値に伴う損失	(65)	(3,507)
<b>トレーディング収益純額</b>	<b>5,632</b>	<b>4,117</b>

2 減損費用及びその他の信用関連引当金繰入額

	6月30日終了上半期	
	2010年	2009年
	百万ポンド	百万ポンド
貸付金に係る減損費用 (注記11)	2,970	3,870
未利用のファシリティ及び支払保証に関する引当金繰入額	11	33
<b>貸付金に係る減損費用及びその他の信用関連引当金繰入額</b>	<b>2,981</b>	<b>3,903</b>
リバース・レポ契約に係る減損費用	2	3
売却可能資産に係る減損費用	97	650
<b>減損費用及びその他の信用関連引当金繰入額</b>	<b>3,080</b>	<b>4,556</b>

上記の減損費用及びその他の信用関連引当金繰入額には、以下の通り、償却原価で、又は売却可能として保有されるパークレイズ・キャピタルの信用市場エクスポージャーに関連した金額が含まれている。

	6月30日終了上半期	
	2010年	2009年
	百万ポンド	百万ポンド
貸付金に係る減損費用	311	706
売却可能資産に係る減損費用	-	464
<b>パークレイズ・キャピタルの信用市場エクスポージャーに係る減損費用及びその他の信用関連引当金繰入額</b>	<b>311</b>	<b>1,170</b>

### 3 営業費用

	6月30日終了上半期	
	2010年 百万ポンド	2009年 百万ポンド
人件費	5,812	4,815
一般管理費	2,886	2,297
減価償却費	408	379
減損損失－有形固定資産及び無形資産	83	5
オペレーティング・リース料	316	333
有形固定資産売却益	(12)	(9)
無形資産償却費	224	228
のれんの減損	-	1
<b>営業費用</b>	<b>9,717</b>	<b>8,049</b>

### 4 税金

2010年度上半期における継続事業による税額は、1,026百万ポンド（2009年：532百万ポンド）であり、これは税率26.0%（2009年：19.4%）に相当する。2期共に実効税率が英国税率の28%（2009年：28%）と異なるのは、非課税所得、英国外の利益に適用される税率の相違、損金不算入の費用及び過年度修正によるものである。英国における実効税率の27%への変更は、2010年6月30日現在、実質的に制定されていなかったもので、2010年上半期における税額には影響を与えず、通年の税額にも重大な影響を与えることはないと思われている。

その他の包括利益の各構成要素に関する繰延税金費用／(控除)は、以下の通りである。

	2010年6月30日終了上半期			2009年6月30日終了上半期		
	税引前 百万ポンド	税金 百万ポンド	税引後 百万ポンド	税引前 百万ポンド	税金 百万ポンド	税引後 百万ポンド
為替換算差額	1,048	-	1,048	(1,522)	(4)	(1,526)
売却可能	(1,981)	(89)	(2,070)	649	(80)	569
キャッシュフロー・ヘッジ	730	(197)	533	167	14	181
その他	-	27	27	(6)	26	20
<b>その他の包括利益</b>	<b>(203)</b>	<b>(259)</b>	<b>(462)</b>	<b>(712)</b>	<b>(44)</b>	<b>(756)</b>

### 5 普通株式配当金

	6月30日終了上半期	
	2010年 百万ポンド	2009年 百万ポンド
期中配当金支払額		
普通株式	124	-

普通株式配当金は、パークレイズ・ピーエルシーがその株主に支払う配当金の資金源として支払われた。

## 6月30日終了上半期

	2010年	2009年
	百万ポンド	百万ポンド
優先株式	235	232
その他の持分商品	55	50

## 6 買収

2010年1月1日に、当グループは、スタンダード・ライフ・バンク・ピーエルシーの100%所有権を取得し、買収に係る利益100百万ポンドを計上した。2010年3月31日に、当グループは、シティバンク・インターナショナル・ピーエルシーのイタリアのクレジットカード事業の100%を取得し、買収に係る利益29百万ポンドを計上した。取得した純資産及び支払った対価の詳細は、合算して以下に記載されている。これらの事業の業績は取得日より含まれており、買収以降、連結収益に60百万ポンド、連結税引前利益に43百万ポンド寄与した。

	買収前の帳簿価額 百万ポンド	公正価値調整 百万ポンド	公正価値 百万ポンド
<b>資産</b>			
現金及び中央銀行預け金	1,327	-	1,327
公正価値で測定すると指定された金融資産	195	-	195
デリバティブ	139	2	141
銀行に対する貸付金	165	-	165
顧客に対する貸付金	7,690	(78)	7,612
その他の資産	72	-	72
<b>資産合計</b>	<b>9,588</b>	<b>(76)</b>	<b>9,512</b>
<b>負債</b>			
銀行預り金	(80)	-	(80)
顧客預り金	(5,847)	3	(5,844)
デリバティブ	(102)	(4)	(106)
発行債券	(2,782)	64	(2,718)
劣後負債	(279)	53	(226)
その他の負債	(21)	-	(21)
<b>負債合計</b>	<b>(9,111)</b>	<b>116</b>	<b>(8,995)</b>
<b>取得した純資産</b>	<b>477</b>	<b>40</b>	<b>517</b>
<b>譲渡した対価</b>			
現金支払額			388
<b>対価合計</b>			<b>388</b>
<b>買収に係る利益</b>			<b>129</b>

買収関連費用7百万ポンドは、営業費用に含まれている。

上述の当グループ事業体の買収による正味キャッシュ・インフローは総額939百万ポンドであり、取得した現金及び現金同等物1,327百万ポンドから現金対価支払額388百万ポンドを控除した額に相当する。

## リーマン・ブラザーズ北米事業部門

2008年9月に、パークレイズは、リーマン・ブラザーズ・インクの北米事業部門を取得した。2010年6月30日までに買収の一環として取得した資産のうち約26億ポンドを受領しておらず、そのうちの約20億ポンドは買収の会計処理の一部として認識され、2010年6月30日現在の貸借対照表に含まれている。いまだ受領していない資産を含む買収に関連した継続中の訴訟は、注記16に記載されている。

## 7 公正価値で保有される金融商品

以下の表は、公正価値で認識及び測定され、公正価値ヒエラルキーのレベル別に分析した金融資産及び負債を示したものである。

	使用した評価手法			合計 百万ポンド
	取引相場価格 (レベル1) 百万ポンド	観察可能 インプット (レベル2) 百万ポンド	重要な観察不能 インプット (レベル3) 百万ポンド	
<b>2010年6月30日現在</b>				
トレーディング・ポートフォリオ資産	51,873	108,779	6,435	167,087
公正価値で測定すると指定された金融資産：				
－自己勘定保有	3,950	26,787	10,558	41,295
－投資契約に基づく顧客に対するユニットリンク型負債に対応した保有	1,469	—	—	1,469
デリバティブ金融資産	4,146	489,965	11,099	505,210
売却可能資産	22,055	27,869	3,352	53,276
<b>資産合計</b>	<b>83,493</b>	<b>653,400</b>	<b>31,444</b>	<b>768,337</b>
トレーディング・ポートフォリオ負債	(32,463)	(39,264)	(25)	(71,752)
公正価値で測定すると指定された金融負債	(558)	(82,517)	(4,154)	(87,229)
投資契約に基づく顧客に対する負債	(86)	(1,700)	—	(1,786)
デリバティブ金融負債	(3,351)	(474,916)	(7,994)	(486,261)
<b>負債合計</b>	<b>(36,458)</b>	<b>(598,397)</b>	<b>(12,173)</b>	<b>(647,028)</b>
<b>2009年12月31日現在</b>				
トレーディング・ポートフォリオ資産	76,256	69,061	6,078	151,395
公正価値で測定すると指定された金融資産：				
－自己勘定保有	5,766	24,845	10,700	41,311
－投資契約に基づく顧客に対するユニットリンク型負債に対応した保有	1,209	48	—	1,257
デリバティブ金融資産	3,163	401,451	12,201	416,815
売却可能資産	20,087	35,287	1,277	56,651
<b>資産合計</b>	<b>106,481</b>	<b>530,692</b>	<b>30,256</b>	<b>667,429</b>
トレーディング・ポートフォリオ負債	(42,238)	(8,936)	(78)	(51,252)
公正価値で測定すると指定された金融負債	—	(82,374)	(3,828)	(86,202)
投資契約に基づく顧客に対する負債	(109)	(1,570)	—	(1,679)
デリバティブ金融負債	(2,386)	(391,916)	(9,114)	(403,416)
<b>負債合計</b>	<b>(44,733)</b>	<b>(484,796)</b>	<b>(13,020)</b>	<b>(542,549)</b>



レベル1とレベル2の間での振替は主に取引量が減少した国債から構成される。

以下の表は、2010年6月30日に終了した上半期におけるレベル3の残高の変動を要約したものである。この表は、当上半期における利益及び損失を示しており、レベル3へ/レベル3から振替られた金融資産及び負債の金額を含んでいる。振替は、当年度期首に実施されたとみなして行われている。

	トレーディング・ポートフォリオ資産	公正価値で測定すると指定された金融資産	売却可能資産	トレーディング・ポートフォリオ負債	公正価値で測定すると指定された金融負債	デリバティブ純額	合計
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
2010年6月30日現在							
2010年1月1日現在	6,078	10,700	1,277	(78)	(3,828)	3,087	17,236
購入	1,908	354	343	(7)	(9)	515	3,104
売却	(1,907)	(412)	(189)	—	21	(77)	(2,564)
発行	—	—	—	—	(139)	(509)	(648)
決済	(286)	(434)	(113)	62	221	660	110
当期損益計算書で認識された利益及び損失合計：							
— トレーディング収益	485	71	—	(2)	(596)	70	28
— トレーディング以外の収益	—	148	(112)	—	—	—	36
その他の包括利益で認識された利益及び損失合計	—	—	104	—	—	—	104
レベル3への/レベル3からの振替	157	131	2,042	—	176	(641)	1,865
	<b>6,435</b>	<b>10,558</b>	<b>3,352</b>	<b>(25)</b>	<b>(4,154)</b>	<b>3,105</b>	<b>19,271</b>

2010年6月30日に終了した上半期において、レベル3のポジションにおける重要な変動は以下の通りである。

— 31億ポンドの購入は、主にアセット・バック商品15億ポンド、株式、クレジット及びコモディティ・デリバティブ5億ポンド、売買目的の貸付金3億ポンド及び債券2億ポンドから構成される。

— 26億ポンドの売却には、アセット・バック商品16億ポンド、株式2億ポンド及び債券2億ポンドの処分が含まれる。

— 5億ポンドの発行および決済（純額）は、主に新規の株式、クレジット及びコモディティ・デリバティブ、並びにストラクチャリング取引に起因する。

— レベル3への振替は、主にリーマン・ブラザーズ北米事業の買収の一環により生じた債権20億ポンドを反映している。これは、貸付金から売却可能金融商品に会計処理を変更した結果である。この分類は資産自体の評価に関連する不確実性ではなく、訴訟に固有の不確実性によるものである。

以下の表は、2010年6月30日現在で保有していたレベル3金融資産及び負債から生じた、当期において認識された利益及び損失を開示している。

2010年6月30日現在	トレーディング・ポートフォリオ資産	公正価値で測定すると指定された金融資産	売却可能資産	トレーディング・ポートフォリオ負債	公正価値で測定すると指定された金融負債	デリバティブ純額	合計
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
損益計算書で認識された：							
— トレーディング収益	287	(17)	—	(2)	(517)	164	(85)
— トレーディング以外の収益	—	142	(140)	—	—	—	2
その他の包括利益で認識された利益又は損失合計	—	—	87	—	—	—	87
<b>合計</b>	<b>287</b>	<b>125</b>	<b>(53)</b>	<b>(2)</b>	<b>(517)</b>	<b>164</b>	<b>4</b>

取引価格（当初認識時の公正価値）と、当初認識時に観察不能なインプットを用いる評価モデルが使用された場合に発生したと考えられる金額との差額に関して損益に未認識の金額から、その後認識された金額を控除した額は、以下の通りである。

	2010年6月30日 終了上半期 百万ポンド	2009年12月31日 終了下半期 百万ポンド	2009年6月30日 終了上半期 百万ポンド
期首現在	99	110	128
追加額	18	19	20
償却及び取崩額	(8)	(30)	(38)
期末現在	109	99	110

リスク管理プロセスの一環として、潜在的に可能な代替的評価の範囲を得るために重要な観察不能パラメータにストレステストを適用している。直近のストレステストの結果は、公正価値が最大で17億ドル（2009年12月31日：19億ドル）増加する、又は公正価値が最大で20億ドル（2009年12月31日：22億ドル）減少する可能性があり、潜在的な影響のほぼ全てが株主資本ではなく、損益に計上されていることを示した。この数値について、ヘッジの影響による相殺は行われていない。注記16に開示の通り、リーマンの買収により生じる20億ポンドの債権からバークレイズに対して発生する可能性のある損失を見積もることができないため、当該債権にストレステストは適用されていない。

適用されるストレスは、使用した評価手法の性質、観察可能な代理及び過去のデータの入手可能性及び信頼性を考慮する。全てのケースにおいて、入手可能なデータの適合性を判断するために評価を実施する。感応度手法は、信頼できる参照元の範囲、標準偏差又はスプレッド・データ、あるいは代替的な市場見通しに基づくシナリオに基づいている。変動水準又は適用されるシナリオは商品ごとに考慮され、データの質及び基礎となる市場の変動により異なる。

## 8 トレーディング目的で保有する金融資産の再分類

2010年度より前に、当グループは、当初トレーディング目的保有として分類されていた一部の金融資産を、トレーディング目的で保有されなくなり、このため貸付金及び債権としてみなされるとして、再分類した。

2010年において追加的な金融資産の再分類はなかった。

以前に貸付金及び債権に再分類された有価証券の帳簿価額は9,378百万ポンドから8,800百万ポンドに減少しており、これは主に対象有価証券の一部返済又は満期によるものである。2010年6月現在、2009年11月25日に再分類された当該資産の帳簿価額は、外国為替の変動の結果、2009年12月31日現在の帳簿価額を上回った。当該有価証券に減損は識別されていない。

以下の表は、トレーディング目的保有から貸付金に再分類された資産の要約を示したものである。

	2010年6月30日現在		2009年12月31日現在	
	帳簿価額 百万ポンド	公正価値 百万ポンド	帳簿価額 百万ポンド	公正価値 百万ポンド
<b>貸付金に再分類されたトレーディング資産</b>				
2009年11月25日の再分類	8,120	8,096	8,099	7,994
2008年12月16日の再分類	680	693	1,279	1,335
<b>貸付金に再分類された金融資産の合計</b>	<b>8,800</b>	<b>8,789</b>	<b>9,378</b>	<b>9,329</b>

再分類された金融資産は、受取利息に190百万ポンド（2009年：79百万ポンド）寄与した。

再分類を実施しなかった場合、当グループの2010年度損益計算書には、再分類されたトレーディング資産に係る追加利益38百万ポンド（2009年：49百万ポンドの損失）が計上されていたことになる。

## 9 銀行に対する貸付金

地域別	2010年6月30日現在	2009年12月31日現在
	百万ポンド	百万ポンド
英国	4,582	5,129
その他のEU諸国	16,532	12,697
米国	12,972	13,137
アフリカ	3,327	2,388
その他の地域	8,571	7,845
	<b>45,984</b>	<b>41,196</b>
差引：減損引当金	(60)	(61)
<b>銀行に対する貸付金合計</b>	<b>45,924</b>	<b>41,135</b>

## 10 顧客に対する貸付金

	2010年6月30日現在	2009年12月31日現在
	百万ポンド	百万ポンド
リテール・バンキング	225,215	213,489
ホールセール及び法人	234,738	217,470
	<b>459,953</b>	<b>430,959</b>
差引：減損引当金	(11,687)	(10,735)
<b>顧客に対する貸付金合計</b>	<b>448,266</b>	<b>420,224</b>

## 11 貸付金に対する減損引当金

	2010年6月30日現在 百万ポンド	2009年12月31日現在 百万ポンド
<b>期首残高</b>	<b>10,796</b>	<b>8,836</b>
買収及び処分	70	364
為替及びその他の調整	135	234
割引の解消	(88)	(90)
貸倒償却	(2,216)	(2,101)
回収額	80	93
損益への繰入	2,970	3,460
<b>期末残高</b>	<b>11,747</b>	<b>10,796</b>
<b>引当金</b>		
英国	4,425	4,083
その他のEU諸国	2,268	2,014
米国	2,847	2,518
アフリカ	1,528	1,349
その他の地域	679	832
<b>期末残高</b>	<b>11,747</b>	<b>10,796</b>
<b>繰入額</b>		
	2010年6月30日現在 百万ポンド	2009年12月31日現在 百万ポンド
<b>減損引当金増加額</b>		
英国	1,405	1,543
その他のEU諸国	899	735
米国	447	592
アフリカ	419	475
その他の地域	220	563
	<b>3,390</b>	<b>3,908</b>
<b>差引：取崩額</b>		
英国	(152)	(235)
その他のEU諸国	(112)	(76)
米国	(22)	6
アフリカ	(23)	(25)
その他の地域	(31)	(25)
	<b>(340)</b>	<b>(355)</b>
<b>差引：回収額</b>		
英国	(49)	(17)
その他のEU諸国	(3)	(4)
米国	-	(6)
アフリカ	(26)	(63)
その他の地域	(2)	(3)
	<b>(80)</b>	<b>(93)</b>
<b>繰入額合計(注記2)</b>	<b>2,970</b>	<b>3,460</b>

## 12 劣後債務

期限付	2010年6月30日現在	2009年12月31日現在
	百万ポンド	百万ポンド
期首残高	17,668	16,972
発行	93	283
償還	(1,185)	(253)
その他	318	666
期末残高	16,894	17,668

2010年6月30日に終了した上半期において、償還は、2015年満期コーラブル変動利付劣後債（1,500百万米ドル）1,050百万ポンド、2015年満期10.75%コーラブル劣後債（1,100百万南アフリカ・ランド）99百万ポンド及び2015年満期コーラブル劣後債（400百万南アフリカ・ランド）36百万ポンドから構成されていた。

2010年度において、2022年満期コーラブル変動利付劣後債（400百万南アフリカ・ランド）37百万ポンド及び2022年満期10.28%固定利付劣後債（600百万南アフリカ・ランド）56百万ポンドがアブサによって発行された。

無期限	2010年6月30日現在	2009年12月31日現在
	百万ポンド	百万ポンド
期首残高	8,148	8,297
償還	-	(355)
その他	887	206
期末残高	9,035	8,148
期限付及び無期限劣後債務合計額	25,929	25,816

その他の変動には、公正価値の変動のヘッジ、未収利息及び当期における買収に関連した劣後債務226百万ポンド（2009年：なし）の増加が含まれる。（注記6参照のこと）

## 13 退職給付債務

2010年6月30日現在、当グループの全制度を通してのIAS第19号に基づく年金積立不足は、4,364百万ポンド（2009年12月31日：3,946百万ポンド）であった。認識された純負債は663百万ポンド（2009年12月31日：698百万ポンド）であり、未認識の保険数理上の損失は3,701百万ポンド（2009年12月31日：3,248百万ポンド）である。認識された純負債は、退職給付債務788百万ポンド（2009年12月31日：769百万ポンド）及び年金資産125百万ポンド（2009年12月31日：71百万ポンド）から構成される。

2010年6月30日現在、当グループの英国の主要な制度に関するIAS第19号に基づく年金積立不足は、4,028百万ポンド（2009年12月31日：3,534百万ポンド）であった。この変動の最も重要な理由は、AA格付の長期社債利回りの低下により割引率が5.22%（2009年12月31日：5.61%）に下落したことである。これは、最低確定給付制度の会計処理の変更に伴う修正及び当期における好調な投資収益の結果生じた241百万ポンドの年金債務の減少により、部分的に相殺された。

英国退職基金（以下「UKRF」という。）の3年毎の積立状況についての評価は、直近では2007年9月30日付で行われた。2004年年金法に準拠して、当行と受託者は、制度別の積立目標、積立方針の記

述書及び拠出金スケジュールについて合意している。次回の3年毎の積立状況についての評価は、2010年9月30日付で実施される予定である。

## 14 株主資本

### 普通株式

2010年6月30日現在、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済普通株主資本は、1株1ポンドの普通株式2,342百万株（2009年12月31日：2,342百万株）で構成されていた。

2010年6月30日現在のパークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済普通株主資本は全てパークレイズ・ピーエルシーが所有している。

2009年10月1日に、2006年会社法の最終条項が発効された。これには、授権株主資本の概念の廃止が含まれているが、当社の定款上の制限を受ける。当社は、2010年度の年次株主総会でこれらの制限を解除する新しい定款を承認した。

### 優先株式

2010年6月30日現在、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済優先株主資本は、以下の通貨による60百万ポンド（2009年12月31日現在：60百万ポンド）の優先株式から構成されていた。

	2010年6月30日現在 千株	2009年12月31日現在 千株
1株1ポンドで発行済全額払込済	1	1
1株100ポンドで発行済全額払込済	75	75
1株0.25米ドルで発行済全額払込済	237,000	237,000
1株100米ドルで発行済全額払込済	100	100
1株100ユーロで発行済全額払込済	240	240

## 15 偶発債務及び契約債務

	2010年6月30日現在 百万ポンド	2009年12月31日現在 百万ポンド
銀行引受手形及び裏書手形	359	375
担保として差入れられた保証及び信用状	12,503	15,406
有価証券貸付取引	26,489	27,406
その他の偶発債務	9,109	9,587
<b>偶発債務</b>	<b>48,460</b>	<b>52,774</b>
荷為替信用状及びその他の短期貿易関連取引	1,141	762
<b>未利用の債権発行及び回転信用供与枠：</b>		
資産購入予約及び先渡預金	18	46
スタンドバイ・ファシリティ、クレジットライン等	219,946	206,467
<b>契約債務</b>	<b>221,105</b>	<b>207,275</b>

2009年12月1日のパークレイズ・グローバル・インベスターズの売却まで、当グループは、当グループが管理する投資信託について、管理下のファンドが保有する有価証券を第三者に貸付ける有価証

券貸付取引を促進していた。借手は、貸付けた有価証券の市場価額の100%に2%から10%のマージンを加算した額に相当する現金又は投資適格資産を担保として差入れた。当グループは、当該事業売却後3年間、当該契約の補償を引き続き提供することでブラックロック・インクとの合意に達した。2010年6月30日現在、保有する担保の公正価値は27,406百万ポンド（2009年12月31日：28,248百万ポンド）であり、貸株の価値は26,489百万ポンド（2009年12月31日：27,406百万ポンド）であった。

パークレイズは、金融サービス補償機構（以下「FSCS」という。）によって賦課された拠出金に関して、2010年6月30日現在、その他の負債に94百万ポンド（2009年12月31日：108百万ポンド）の引当金を含めている。当該引当金には、債務不履行に陥った銀行の預金者に対するFSCSの債務の裏付けとして英国財務省がFSCSに提供するファシリティに係る利息が含まれている。こうしたファシリティの合計は約200億ポンドと考えられている。当該ファシリティのほぼ大半は関連する金融機関からの回収により全額返済が見込まれているものの、不足するリスクがあるため、FSCSが参加機関への追徴を課す可能性がある。

## 16 訴訟

パークレイズ・バンク・ピーエルシー、パークレイズ・ピーエルシー、並びにパークレイズ・ピーエルシーの取締役会の現メンバー及び旧メンバーは、米国のニューヨーク南部地区連邦地方裁判所において係属中の有価証券集団訴訟5件（併合されている）の被告とされている。2010年2月12日付の併合修正訴状は、2006年から2008年までの間に複数回にわたりパークレイズ・バンク・ピーエルシーが提供した優先株式シリーズ2、3、4及び5を表す米国預託株式（以下「ADS」という。）に関する登録届出書が、（特に）パークレイズのモーゲージ関連証券（米国のサブプライム関連を含む）のポートフォリオ、モーゲージ及び信用市場リスクに対するパークレイズのエクスポージャー並びにパークレイズの財政状態に関する虚偽表示及び省略を含んでいたと主張している。この併合修正訴状は、1933年証券法第11、12(a)(2)及び15条に基づいて請求を主張している。パークレイズは、パークレイズに対するこれらのADS関連の請求には実体がないと考えており、積極的に抗弁している。これらの請求に関して発生する可能性がある損失又はこれらの請求が特定の会計期間における経営成績に及ぼす影響を見積もることは不可能である。

2009年9月15日、米国のニューヨーク南部地区連邦破産裁判所にリーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インク（以下「LBHI」という。）、リーマン・ブラザーズ・インクのSIPA受託者（以下「受託者」という。）及びリーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インクの無担保債権者の公式委員会（以下「委員会」という。）による申立てが提出された。3件の申立ては全て、2008年9月にパークレイズ・キャピタル・インク（以下「BCI」という。）及びパークレイズ・グループの他の会社がリーマン・ブラザーズ・インク（以下「LBI」という。）の資産の大部分を取得した取引の特定の部分並びにかかる売却を承認する裁判所命令に異議を唱えている。原告は、BCIへの一部の資産の譲渡を無効にすること、対価を超過してBCIが受け取ったとされる分をLBIの財産として返還するようにBCIに要求すること、BCIが売却書類及び売却承認命令に従ったと主張している一部の資産に対する権利を有していないことを宣言することについて、命令を求めている。2009年11月16日、LBHI、受託者及び委員会は、係属中の申立てと同じ主張に基づきBCIに対する請求を主張し、また申立てで要求されているものと類似の救済を求めて、破産裁判所に別の申立てを提出した。2010年1月29日、BCIは申立てに対する答弁書を提出した。パークレイズは、BCIに対する申立て及び請求は実体がないと考えており、

BCIはその立場を積極的に抗弁している。2010年1月29日、BCIも、LBHI及びLBIが売却書類及び売却承認命令で求められている受け渡しを行っていない一部の資産の受け渡しを求めて、申立てを提出した。裁判所は4月中旬に審理を開始し、2010年6月25日に原告は事実に関する証拠の提示を完了した。パークレイズは2010年8月23日から2010年9月24日までの期間に裁判所に証拠の提示を予定しており、最終弁論は当年度末より前に行なわれると予想される。これらの事件に関してパークレイズに発生する可能性がある損失又はこれらの事件が特定の会計期間における経営成績に及ぼす影響を見積もることは不可能である。

パークレイズは、英国及び米国を含む多くの海外の管轄区の両方において、通常の事業で生じるその他の様々な訴訟に原告又は被告として関わっている。パークレイズは、パークレイズが当事者となっているあらゆる訴訟の最終的な結果が、当グループの財政状態に重大で不利な影響を与えるとは予想していない。また、パークレイズは、これらの訴訟に伴う偶発債務を合理的に見積もることができないとの理由から、又はそのような偶発債務の開示が当該訴訟の進行に不利益を及ぼす可能性があるとの理由から、当該偶発債務について開示していない。

## 17 競合及び規制事項

規制の大規模な変更は依然として継続中であり、また世界的な金融危機によって、特にシステム上の重要性を持つと見なされる銀行は、世界規模での大幅な規制強化や規制構造の変化に直面している。同時に、英国その他の地域における銀行業及び消費者金融業には、政治的にも規制上も監視が続けられており、場合によっては、規制が強化されている。例えば、英国の財務相は、2012年末までに、イングランド銀行と新設の消費者保護・市場庁との間で、英国金融サービス機構(FSA)の現状の責任を再分配することを提案した。また、競争の問題やリテール・バンキングと投資銀行業務の分離の可能性に特に重点を置いて、英国の銀行システムを見直すことを独立委員会に課しており、2011年9月までに調査結果及び提言が期待されている。緊急対策予算の一部として、財務相はまた、新たな税金を銀行に課すことを発表した。これは特定の英国の銀行及び住宅貸付組合並びに外国銀行の英国での事業に対して2011年1月1日から適用される予定である。パークレイズは新たな課税の対象になると予想しているが、本報告書発行日現在ではその潜在的エクスポージャーを数値化することができない。米国では、ドッド＝フランク・ウォールストリート改革及び消費者保護法が広範囲にわたる規制改革を含んでいる。これは米国の金融機関に焦点を当てているが、多くの条項がパークレイズのような企業に重大な影響を与える見込みである。ただし、全体的な影響は、政府当局により規定が導入されるまで不明である。法的枠組み、方針及び規制上の措置に関する今後の変更の内容及びその影響は、現段階において完全に予測することができず、またパークレイズが管理できるものではないが、特に銀行規制の分野に関しては、パークレイズの事業及び収益に影響を及ぼす可能性が高い。

支払保証保険（以下「PPI」という。）の市場は、英国競争当局及び英国金融サービス当局による監視下に置かれている。公正取引庁（以下「OFT」という。）からの照会を受けて、英国競争委員会（以下「CC」という。）はPPI市場について更なる調査を行った。CCは、2009年1月29日に最終報告を発表し、その中で、PPIをクレジット顧客に販売する場合、クレジットに付随するPPIを売り出す事業にはほとんど又は全く競合がないと結論付けた。2009年3月に、パークレイズは、改善措置が適切な分析に基づいておらず、また過度に厳格であることを根拠として、販売時点（以下「POSP」という。）で



のPPIの販売を禁止する改善措置を焦点とする訴えを提出した。競争控訴審判所（以下「CAT」という。）は、2つの根拠によりパークレイズの訴えを支持し、すなわちCCがPOSPの改善措置及びその根拠を再検討するように求められることとなり、この決定を2009年11月26日付で発効する命令を行った。この緩和プロセスは2010年秋まで行われることが予想され、その時点でCCは最終的な改善措置命令を公表する予定である。

上記とは別に、2006年に、FSAはPPIの販売実務に関して、業界テーマ別の広範囲な検討結果を発表した。FSAは、顧客を公平に扱っていない企業が数社存在するとの結論を下し、今後これらの企業に対して規制を強化するとしている。未整備のPPI販売実務への取組みは、引き続きFSAの最優先事項である。2009年9月に、FSAは2005年1月14日以降に行われたPPIの申立ての評価及び是正案に関する協議文書を公表した。FSAは、2010年2月又は3月にその方針に関する文書の最終版を公表すると予想されていたが、そのかわりに、2010年3月に協議文書の改訂版を公表した。FSAは、FSAハンドブックのDISP（苦情・紛争解決）規則の改訂という形で方針に関する文書の最終版を公表する予定である。規則の最終版は2010年8月に公表されると予想されている。パークレイズは自主的にFSAの要求を遵守し、一時払いPPIの販売を2009年1月末日で終了した。

OFTは、ビザ及びマスターカードのクレジットカードのインターチェンジ・レートに関する調査を行った。マスターカードのインターチェンジ・レートについてOFTが下した決定は、2006年にCATによって無効とされた。OFTはビザのインターチェンジ・レートに関して調査を続行しており、マスターカードのインターチェンジ・レートに関する2度目の調査も同時に進行中である。調査がどのような結果に終わるかは不明であるが、これらの調査は消費者金融業全般、ひいてはこの分野におけるパークレイズの事業に影響を及ぼす可能性がある。2007年に、OFTはデビットカードを含めるようにインターチェンジ・レートに関する調査の範囲を拡大した。

訴訟に関する最高裁判所の判決にも関わらず、パークレイズは個人当座勘定に関するOFTの作業に引き続き関与している。OFTは2007年に英国における個人当座勘定（以下「PCA」という。）に対する市場調査を開始し、英国のリテール・バンキングにおける競争原理の検討のため、その他のリテール・バンキング商品、特に貯蓄口座、クレジットカード、個人ローン及び住宅ローンについても調査の対象とした。2008年に、OFTは市場調査報告を発表し、英国のPCA市場の一部では顧客の利益が十分に守られていないと結論付けた。OFTは、英国のPCA市場には何らかの規制介入が必要であるとの暫定的な結論に達した。OFTはまた、報告事項に対する意見及びこの報告で取り上げた問題への対応を求めて、協議を行った。2009年10月に、OFTはOFTと業界の間で合意された透明性及び切替に関連した自主的なイニシアチブの詳細を含むフォローアップ・レポートを公表した。請求構造の一部に関連して合意された自主的なイニシアチブ及び作業部会の詳細を含む追加的なフォローアップ・レポートが、2010年3月に公表された。パークレイズは、市場調査プロセスに全面的に参加しており、今後も継続して作業部会に参加する予定である。

既に報告されたように、パークレイズは、米国の経済制裁の対象となっている国、人物又は事業体が関与する米ドルの支払いに関する内部レビューを実施しており、そのレビュー結果について複数の政府当局に報告している。それらの政府当局には、本件についての調査を行ってきた、米国司法省、ニューヨーク郡地区検察局及び外国資産管理局も含まれる。パークレイズは、その調査に基づく決議の可能性に関して、これらの当局及びその他の当局と議論を進めている。パークレイズは、本件に関

する考えられる解決策に関連して、2010年上半期に194百万ドルを引き当てた。

## 18 関連当事者間取引

2010年6月30日に終了した上半期における関連当事者間取引は、当グループの2009年度年次報告書に開示された事項と性質的に類似している。2010年6月30日に終了した上半期において発生した関連当事者間取引で、当該期間の当グループの財政状態又は経営成績に重要な影響を与えたものはなく、2009年度年次報告書に記載された関連当事者取引について、当事業年度の上半期における当グループの財政状態又は経営成績に重要な影響を与え得る重要な変更はなかった。

## 19 セグメント別報告

2010年1月1日より、管理報告目的上、当グループは、グローバル・リテール・バンキング、コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング・アンド・バークレイズ・ウェルス、並びにアブサという3つの事業グループに事業を再編した。当グループは「本社機能及びその他の事業」は維持する。2010年3月22日の当グループの発表において詳細を説明した通り、この新しいグループ構造を反映するために、比較数値は修正再表示されている。

以下のセクションでは、当グループの業績を事業毎に分析する。

### 1. グローバル・リテール・バンキング

#### UKリテール・バンキング

UKリテール・バンキング事業は、広範な商品及び金融サービスを提供することにより、英国全域を通じて消費者及び中小企業の事業主との幅広く深い関係を構築している。UKリテール・バンキングでは、当座預金口座及び貯蓄商品、並びにウールウィッチ・ブランドのモーゲージを提供している。消費者貸付及び保険事業では、UKリテール・バンキングは無担保貸付、保証及び一般保険を提供している。バークレイズ・ファイナンシャル・プランニング事業では、投資アドバイス及び関連商品を提供している。バークレイズ・ビジネス事業では、送金を含む中小企業向けバンキング・サービスを提供している。

#### バークレイカード

バークレイカードは、複数のブランド展開をしている支払事業であり、消費者向けのクレジットカード及び貸付を提供し、小売業者及び加盟店へのカード支払いを処理し、法人顧客及び英国政府向けにクレジットカード及びチャージカードを発行している。ヨーロッパ及び南アフリカを代表するクレジットカード事業者である一方、米国での展開も拡大している。

英国内において、バークレイカードはバークレイカードUKカード、バークレイズ・パートナー・ファイナンス及びファーストプラスで構成されている。グローバル・コマーシャル・ペイメント及びグローバル・ペイメント・アクセプタンスは法人顧客及び機関に対して支払に関する商品及びソリューションを提供している。英国外において、バークレイカードは米国、ドイツ、南アフリカ（アブサ・クレジットカード・ポートフォリオの管理を通じて）及びスカンジナビア地域でクレジットカード事業を展開している。スカンジナビア地域では、スウェーデン銀行との合併企業であるエンターカードを

通じて事業を運営している。

パークレイカードは、UKリテール・バンキング、パークレイズ・コーポレート、西ヨーロッパ・リテール・バンキング及びパークレイズ・アフリカ等の当グループの他事業部門と連携して、販売力強化を図っている。

### **西ヨーロッパ・リテール・バンキング**

西ヨーロッパ・リテール・バンキングの傘下には、スペイン、イタリア、ポルトガル及びフランスにおける、パークレイズ・グローバル・リテール・バンキング及びパークレイカード事業部門がある。西ヨーロッパ・リテール・バンキングでは、スペイン、イタリア及びポルトガルにおいてリテール顧客、マス富裕層顧客及び国内法人顧客に対して、またフランスにおいてはリテール顧客及びマス富裕層顧客に対して、サービスを提供している。西ヨーロッパ・リテール・バンキングは、さまざまな販売チャンネルを通じて顧客にサービスを提供し、リテール・モーゲージ、当座及び普通預金口座、無担保貸付、クレジットカード、投資及び保険等の一連の商品を提供している。

### **パークレイズ・アフリカ**

パークレイズ・アフリカの傘下には、北アフリカ地域（エジプト）、東西アフリカ地域（ガーナ、タンザニア、ウガンダ及びケニア）、南部アフリカ地域（ボツワナ、ザンビア及びジンバブエ）及びインド洋（モーリシャス及びセーシェル）の4地域10ヶ国におけるパークレイズ・グローバル・リテール・バンキング、コーポレート・バンキング及びパークレイカード事業部門がある。この地域はドバイから管理されている。

パークレイズ・アフリカでは、545の支店及びサービスセンターのネットワークを通じて、2.7百万人の顧客に、リテール当座及び普通預金口座、無担保貸付、クレジットカード、モーゲージ、商業貸付、トレーディング業務、資金管理、国債及び投資等、様々な従来型金融商品を提供している。この他にも、パークレイズ・アフリカはイスラム法を遵守した金融商品やモバイル・バンキング等の専門的なサービスを提供している。

## **2. コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング・アンド・パークレイズ・ウェルス**

### **パークレイズ・キャピタル**

パークレイズ・キャピタルは、グローバルな投資銀行であり、大規模法人顧客、政府顧客及び機関投資家に、戦略的アドバイザー、資金調達及びリスク管理需要に対応するあらゆる分野のソリューションを提供している。これらのソリューションには、債券、通貨及びコモディティ（金利、外国為替、コモディティ、エマージング市場、マネー・マーケット及びクレジットを含む）、エクイティ（現金、株式デリバティブ及びプライム・サービスを含む）、投資銀行（財務アドバイザー、株式及び債券の引受業務を含む）、並びにプリンシパル・インベストメント等の商品及びサービスが含まれている。パークレイズ・キャピタルの傘下には、アブサの投資銀行事業部門であるアブサ・キャピタルがある。パークレイズ・キャピタルは当グループの他の事業部門との連携を通じて、顧客とのリレーションシップ及び商品力のシナジー強化を図っている。

### **パークレイズ・コーポレート**

パークレイズ・コーポレートは、英国及びアイルランド、大陸ヨーロッパ（スペイン、イタリア、ポルトガル及びフランス）及び新興市場（インド、パキスタン、ロシア及びUAE）という3つの市場地域にグループ化される10カ国において、グローバル・バンキング・サービスを提供している。顧客へのサービスは、関係ネットワーク及び業界セクタースペシャリストを通じて、グローバル・バンキング商品、サポート、専門知識及びサービスをセットにした総合的なソリューションが提供される。顧客には、当グループの他の事業部門、特にパークレイズ・キャピタル、パークレイカード及びパークレイズ・ウェルスの商品及び専門知識も提供される。

### **パークレイズ・ウェルス**

パークレイズ・ウェルスは、インターナショナル・バンキング及びプライベート・バンキング、信託業務、資産運用及び仲買業務を世界中の民間及び仲介顧客向けに提供することに重点的に取り組んでいる。

### **インベストメント・マネジメント**

インベストメント・マネジメント事業は、ブラックロック・インクにおける当グループの継続的な持分19.9%、並びに2009年12月1日に売却されたパークレイズ・グローバル・インベスターズに関する現金補填契約及び関連する流動性支援費用の残余部分を管理している。

## **3. アブサ**

アブサは、パークレイズのアブサ・グループ・リミテッドの連結を代表する事業体である。ただし、アブサ・キャピタル、アブサ・カード及びアブサ・ウェルスはそれぞれパークレイズ・キャピタル、パークレイカード及びパークレイズ・ウェルスの一部に含まれているため、アブサから除外されている。アブサ・グループ・リミテッドは、主に南アフリカにおいて個人顧客、商業顧客及び法人顧客向けサービスを展開する南アフリカ最大級の金融サービス機関である。アブサは、さまざまな販売チャネルを通じてリテール顧客にサービスを提供しており、当座及び普通預金口座、モーゲージ、割賦金融及びバンカシュアランス商品等を含む包括的なバンキング・サービスを提供している。また、商業顧客及び大規模法人顧客向けにカスタマイズしたビジネス・ソリューションも提供している。

## **4. 本社機能及びその他の事業**

本社機能及びその他の事業は、本社及び中央業務支援機能、移行中の事業及び連結調整業務等で構成される。

本社及び中央業務支援機能には、経営陣、ファイナンス、不動産、財務、秘書室、経営企画、税務、インベスター・リレーションズ、リスク、人事、総務、内部監査、法務、コンプライアンス及びリスクの各領域が含まれる。各事業部門の事業に関連して発生したコストは、当該部門に全額チャージされる。

移行中の事業は、資産からの回収額の最大化を目指し、中央で管理している特定の貸付ポートフォリオに関連するものが主である。連結調整とは、主にセグメント間取引の消去を示す。

	UKリテール・ バンキング 百万ポンド	パークレイ カード 百万ポンド	西ヨーロッパ・ リテール・ バンキング 百万ポンド	パークレイズ・ アフリカ 百万ポンド	パークレイズ・ キャピタル 百万ポンド
<b>2010年6月30日終了上半期</b>					
外部顧客からの収益 (保険金控除後)	2,192	1,934	614	402	7,571
セグメント間(損失)/収益	(21)	24	(12)	1	341
<b>保険金控除後の収益合計</b>	<b>2,171</b>	<b>1,958</b>	<b>602</b>	<b>403</b>	<b>7,912</b>
事業セグメント税引前利益	504	317	10	70	3,400
<b>資産合計</b>	<b>119,318</b>	<b>31,104</b>	<b>48,993</b>	<b>7,899</b>	<b>1,212,516</b>
<b>2009年12月30日終了下半期</b>					
外部顧客からの収益 (保険金控除後)	2,116	2,024	635	374	5,116
セグメント間収益/(損失)	9	8	1	-	420
<b>保険金控除後の収益合計</b>	<b>2,125</b>	<b>2,032</b>	<b>636</b>	<b>374</b>	<b>5,536</b>
事業セグメント税引前利益	397	352	188	39	1,417
<b>資産合計</b>	<b>109,444</b>	<b>30,340</b>	<b>51,042</b>	<b>7,908</b>	<b>1,019,260</b>
<b>2009年6月30日終了上半期</b>					
外部顧客からの収益 (保険金控除後)	2,145	2,004	683	365	5,983
セグメント間収益/(損失)	6	5	(1)	-	106
<b>保険金控除後の収益合計</b>	<b>2,151</b>	<b>2,009</b>	<b>682</b>	<b>365</b>	<b>6,089</b>
事業セグメント税引前利益	313	375	92	65	1,047
<b>資産合計</b>	<b>107,034</b>	<b>29,606</b>	<b>45,231</b>	<b>7,085</b>	<b>1,133,812</b>

	パークレイ ズ・コーポ レート	パークレイ ズ・ウェル ス	インベ スト メント・マ ネジメン ト <sup>1</sup>	アブ サ	本 社 機 能 及 び そ の 他 の 事 業	合 計
	百万ポ ンド	百万ポ ンド	百万ポ ンド	百万ポ ンド	百万ポ ンド	百万ポ ンド
<b>2010年6月30日終了上半期</b>						
外部顧客からの収益 (保険金控除後)	1,419	801	34	1,387	224	16,578
セグメント間(損失)/収益	(18)	(44)	-	(8)	(263)	-
<b>保険金控除後の収益合計</b>	<b>1,401</b>	<b>757</b>	<b>34</b>	<b>1,379</b>	<b>(39)</b>	<b>16,578</b>
事業セグメント税引前利益	(377)	95	31	318	(421)	3,947
<b>資産合計</b>	<b>86,929</b>	<b>16,402</b>	<b>3,603</b>	<b>46,970</b>	<b>14,072</b>	<b>1,587,806</b>
<b>2009年12月30日終了下半期</b>						
外部顧客からの収益 (保険金控除後)	1,527	751	14	1,358	(118)	13,797
セグメント間収益/(損失)	16	(52)	(2)	(15)	(385)	-
<b>保険金控除後の収益合計</b>	<b>1,543</b>	<b>699</b>	<b>12</b>	<b>1,343</b>	<b>(503)</b>	<b>13,797</b>
事業セグメント税引前利益	5	68	(15)	269	(887)	1,833
<b>資産合計</b>	<b>88,856</b>	<b>14,940</b>	<b>5,404</b>	<b>45,787</b>	<b>6,167</b>	<b>1,379,148</b>
<b>2009年6月30日終了上半期</b>						
外部顧客からの収益 (保険金控除後)	1,583	674	25	1,197	638	15,297
セグメント間収益/(損失)	55	(51)	3	13	(136)	-
<b>保険金控除後の収益合計</b>	<b>1,638</b>	<b>623</b>	<b>28</b>	<b>1,210</b>	<b>502</b>	<b>15,297</b>
事業セグメント税引前利益	152	75	37	259	311	2,726
<b>資産合計</b>	<b>92,331</b>	<b>14,119</b>	<b>67,848</b>	<b>42,618</b>	<b>5,844</b>	<b>1,545,528</b>

1 2009年6月30日に終了した上半期は、売却グループの資産を含んでいる。

## 20 非継続事業

2009年12月1日、当グループは、パークレイズ・グローバル・インベスターズのブラックロック・インクへの売却を完了した。完了時の対価は、ブラックロック・インクの新株37.567百万株を含めて152億米ドル（95億ポンド）であった。これにより、当グループは拡大後のブラックロック・グループの19.9%の経済的持分を有することになり、この持分は売却可能持分投資として会計処理されている。2009年度に計上された税引前売却益は6,331百万ポンドで、43百万ポンドの税金費用は、英国の税法に準拠した英国の実質的株式保有に係る税額控除の適用を反映している。

非継続事業の業績は以下の通りである。2009年12月31日に終了した下半期において、業績は、売却日までの5ヶ月間分である。

	2010年6月30日 終了上半期 百万ポンド	2009年6月30日 終了上半期 百万ポンド
利息収入純額	-	-
手数料収入純額	-	951
トレーディング収益/(費用)純額	-	(19)
投資収益純額	-	-
その他の収益	-	3
<b>収益合計</b>	<b>-</b>	<b>935</b>
無形資産償却費及び取引費用を除く営業費用	-	(582)
無形資産償却費	-	(8)
<b>営業費用<sup>1</sup></b>	<b>-</b>	<b>(590)</b>
<b>非継続事業からの税引前利益</b>	<b>-</b>	<b>345</b>
税金	-	(114)
<b>非継続事業からの税引後利益</b>	<b>-</b>	<b>231</b>
非継続事業の売却益 <sup>1</sup>	-	(106)
税金	-	-
<b>非継続事業の売却純利益</b>	<b>-</b>	<b>(106)</b>
<b>非継続事業からの税引後利益（売却益を含む）</b>	<b>-</b>	<b>125</b>

- 1 取引費用106百万ポンドは、2009年6月に終了した上半期において、営業費用に含まれていた。当該費用は、2009年12月1日の売却時に認識された利益に反映されている。

非継続事業に関連するその他包括利益は以下の通りである。

	2010年6月30日 終了上半期 百万ポンド	2009年6月30日 終了上半期 百万ポンド
売却可能資産	-	12
為替換算に係る積立金	-	(157)
包括利益の構成要素に関する税金	-	8
<b>非継続事業からのその他包括利益（税引後）</b>	<b>-</b>	<b>(137)</b>

非継続事業に帰属するキャッシュフローは以下の通りである。

	2010年6月30日 終了上半期 百万ポンド	2009年6月30日 終了上半期 百万ポンド
<b>非継続事業からのキャッシュフロー</b>		
営業活動からの正味キャッシュフロー	-	(86)
投資活動からの正味キャッシュフロー	-	(44)
財務活動からの正味キャッシュフロー	-	225
現金及び現金同等物に係る為替相場の影響	-	(96)
<b>現金及び現金同等物の純減少額</b>	<b>-</b>	<b>(1)</b>



## 2 バークレイズ・バンク・ピーエルシーの米国当局との和解に関する発表

バークレイズは2007年以来、その年次決算発表、年次報告書及び財務書類、並びにフォーム20-Fその他公衆の縦覧に供される提出書類において、米国の経済制裁の対象となる国、個人及び団体が関与する2000年1月1日から2007年7月31日の間になされた米ドル建て支払いに関する行為につき内部レビューを実施している旨、また当該レビューの結果を米国当局に報告している旨を開示してきた。

2010年8月18日、バークレイズは、米国司法省、マンハッタン地区検察当局、及び米国財務省外国資産管理局（「OFAC」）（三者併せて「米国当局」）との間で、米国の経済制裁に係る遵守状況及び米ドル建て支払いの実務に関して当該機関が実施してきた調査に関して、和解に達したことを発表した。さらに、ニューヨーク連邦準備銀行及びニューヨーク州政府銀行局による同意の上で排除措置命令が発布された。

バークレイズは総額298百万米ドルの罰金の支払いに同意し、24カ月の訴追延期合意を締結している。

バークレイズはこの調査の実施にあたり、米国当局と緊密かつ建設的に協力してきた。米国当局は、バークレイズが解決に向けて多大な協力を行ってきたことを認めている。

バークレイズは今般の和解について他の関連規制当局に十分な説明を行ってきた。訴追延期合意が存在するため、バークレイズが定められた期間中、米国当局との合意書に記載の条件を満たしている場合には（バークレイズは当該条件を遵守する所存である。）、米国当局がバークレイズに対してさらなる措置を講じることはない。バークレイズは本件に関して、上記以外の規制上の措置が講じられることを予期していない。

## 事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

以下は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移である。

### 1. 事業内容の概要

#### グローバル・リテール・アンド・コマーシャル・バンキング

##### UKリテール・バンキング

UKリテール・バンキングは、パーソナル・カスタマー、ホーム・ファイナンス、ローカル・ビジネス、コンシューマー・レンディング及びパークレイズ・ファイナンシャル・プランニングの各部門で構成される。

当事業部門は、顧客との間でより広く深い関係を築くことを狙いとしている。パーソナル・カスタマー及びホーム・ファイナンスはリテール顧客に対して、当座預金、貯蓄預金及び投資商品、ウールウィッチブランドのモーゲージ並びに一般保険を含めた幅広い商品及びサービスを提供している。パークレイズ・ファイナンシャル・プランニングは、富裕層顧客に対して、バンキング、投資商品及びアドバイスを提供している。

ローカル・ビジネスは、小規模法人顧客に対してバンキング・サービスを提供している。またUKリテール・バンキングは、パークレイズ・ストックブローカーズ等のパークレイズのその他の事業部門からより専門的なサービスを受けるための玄関口としての機能も果たしている。

#### グローバル・リテール・アンド・コマーシャル・バンキング

##### パークレイズ・コマーシャル・バンク

パークレイズ・コマーシャル・バンクは、英国各地で、リレーションシップ、地域、セクター及び商品の専門家のネットワークを通じて顧客にバンキング・サービスを提供している。

当事業部門は、取引先のニーズを把握するべく取引先と緊密に連絡をとりながら、商品、専門知識及びサービスの総合的な組み合わせで構成される、資金調達、リスク管理、取引及びキャッシュ・マネジメントに関するソリューションを提供している。これには、専門企業によるアセット・ファイナンス及びリーシング・ファシリティが含まれる。

#### グローバル・リテール・アンド・コマーシャル・バンキング

##### パークレイカード

バークレイカードは、クレジットカード及び消費者金融貸付業務を含め、消費者及び法人顧客に対してマルチブランドの国際的な支払サービスを提供している。現在、バークレイカードは欧州有数のクレジットカード会社の一つであり、アメリカ合衆国及び南アフリカでも急速に事業を拡大している。

英国における消費者向け支払サービスには、「バークレイカード」ブランドのクレジットカード、主要ブランドと提携した提携カード事業及び有担保貸付事業が含まれる。

バークレイカードは現在、ドイツ、アメリカ合衆国及び南アフリカで事業を展開している。スカンジナビアにおいては、バークレイカードはスウェーデンバンクとの合弁企業であるエンターカードを通じて業務を行っている。

バークレイカードの英国及び海外における支払サービスでは、87,000件の小売店及び業者のために（対面取引及びインターネット取引の双方について）支払承諾サービスを提供しているほか、市場をリードする非接触型カードの承諾サービスを提供している。またバークレイカードは法人顧客及び英国政府に対してクレジットカード及びチャージカードを発行し、小売店及び自動車ディーラー店においてセールス・ファイナンスを提供している。

## **グローバル・リテール・アンド・コマーシャル・バンキング**

### **西ヨーロッパ**

「GRCB－西ヨーロッパ」は、スペイン、ポルトガル、フランス、イタリア及びロシアにおけるリテール・バンキング業務及びコマーシャル・バンキング業務並びにバークレイカード業務で構成されている。

「GRCB－西ヨーロッパ」は、リテール・モーゲージ、当座預金及び定期預金、商業貸付、無担保貸付、クレジットカード並びに投資及び保険商品を含めた様々な商品及びサービスを提供し、バークレイズのリテール顧客、一般富裕層顧客及び法人顧客のニーズに応えている。

## **グローバル・リテール・アンド・コマーシャル・バンキング**

### **エマージング市場**

「GRCB－エマージング市場」は、アフリカ、中東及び東南アジアの14の国におけるリテール・バンキング業務及びコマーシャル・バンキング業務並びにバークレイカード業務で構成されている。

「GRCB－エマージング市場」は、ボツワナ、エジプト、ガーナ、インド、ケニア、モリシャス、パキスタン、セイシエル、タンザニア、ウガンダ、UAE、ザンビア、インドネシア及びジンバブエにおけるリテール・バンキング及びコマーシャル・バンキングの顧客にサービスを提供している。

当事業部門は、顧客及び取引先に対して、各種の商品及びサービスを提供している。これには、当座預金、貯蓄預金、投資商品、モーゲージ並びに有担保貸付及び無担保貸付が含まれる。

## **グローバル・リテール・アンド・コマーシャル・バンキング アブサ**

「GRCB-アブサ」は、リテール・バンキング、コマーシャル・バンキング及びバンカシユアランス部門の三つの事業部門で構成されている。アブサ・グループのその他の業務はアブサ・キャピタル、アブサ・カード及びアブサ・ウェルスであるが、これらはそれぞれ、パークレイズ・キャピタル、パークレイカード及びパークレイズ・ウェルスの一部に含まれている。

「GRCB-アブサ」は、ヨハネスブルグ・ストック・エクスチェンジ・リミテッドに上場されている、南アフリカ最大の金融サービス・グループの一つであるアブサ・グループ・リミテッドの一部門である。「GRCB-アブサ」は、当座預金、貯蓄預金商品、バンカシユアランス商品、モーゲージ、割賦金融及び資産運用を含めたあらゆるバンキング業務関連の商品及びサービスを提供している。同部門は、商業顧客及び大企業顧客を対象としてカスタマイズされたビジネス・ソリューションの提供も行っている。

アブサの業務は主として、南アフリカで行われている。このほかに、当グループはモザンビーク及びタンザニアの銀行の株式も保有している。

## **インベストメント・バンキング・アンド・インベストメント・マネジメント パークレイズ・キャピタル**

パークレイズ・キャピタルは、世界有数の国際的な投資銀行であり、大企業、各国政府及び機関投資家に対し戦略的アドバイス、資金調達及びリスク管理のニーズに応じたあらゆる分野のソリューションを提供している。

パークレイズ・キャピタルは、戦略的アドバイス及びM&A、株式及び債券による資金調達並びに法人向け貸付並びに外国為替、金利、エクイティ及びコモディティ関連のリスク管理を含む各種のサービスを顧客に提供する国際的な投資銀行である。

その業務は主として次の3分野で構成される。即ち、コモディティ、クレジット商品、エクイティ、外国為替及び金利商品を含む「グローバル・マーケット」、法人向けアドバイス、M&A、株式及び債券による資金調達並びに法人向け貸付を含む「インベストメント・バンキング」、並びに「プライベート・エクイティ・アンド・プリンシパル・インベストメント」である。パークレイズ・キャピタルには、アブサの投資銀行業務であるアブサ・キャピタルが含まれる。

バークレイズ・キャピタルは、顧客との関係及び商品からのシナジー効果を上げるために当グループのその他すべての部門と緊密に連携している。

#### **インベストメント・バンキング・アンド・インベストメント・マネジメント バークレイズ・グローバル・インベスターズ**

世界最大級の資産運用会社であり、投資運用商品・サービスを国際的に提供しているバークレイズ・グローバル・インベスターズ（「BGI」）は、2009年12月1日にブラックロック・インク（「ブラックロック」）に売却された。同取引の結果、バークレイズは拡大後のブラックロック・グループに対して19.9%の経済的持分を有する。

#### **インベストメント・バンキング・アンド・インベストメント・マネジメント バークレイズ・ウェルス**

バークレイズ・ウェルスは、世界各国のプライベート顧客及び仲介代理店顧客に焦点を当てている。

バークレイズ・ウェルスは、インターナショナル・バンキング及びプライベート・バンキング、信託業務、投資運用並びに委託売買業務を提供している。

バークレイズ・ウェルスは、顧客との関係及び商品からのシナジー効果を上げるために当グループのその他すべての部門と緊密に連携している。これには例えば、バークレイズ・キャピタル及びバークレイズ・コマーシャル・バンクが有する機関投資家向けの質の高い商品及びサービスと併せて世界で一流の投資ソリューションを提供すること等が含まれる。

#### **本社機能及びその他の事業**

本社機能及びその他の事業は、以下で構成される。

- 本社機能及び本部サポート機能
- 移行事業
- 事業部門間の調整

本社機能及びその他の事業は、以下の分野で構成される。経営執行部、ファイナンス、財務、広報、人事、戦略・企画、内部監査、法務、秘書課、不動産、税務、コンプライアンス、及びリスク部門である。全面的に各事業部門のために使われた費用については、当該部門に再計上される。移行事業は、主として特定の貸付ポートフォリオに関するものであり、これらの業務は、関係資産からの回収額を最大限にする目的で本部において管理されている。

2. 主要な経営指標等の推移  
別紙に記載。

(別紙)

過去5年間の主要な経営指標

【主要な経営指標等の推移】

2005年度、2006年度、2007年度、2008年度及び2009年度の主要な経営指標（IFRSに基づく）  
パークレイズ・バンク・ピーエルシー

(単位：百万ポンド)

	当グループ				
	2009年	2008年	2007年	2006年	2005年
<b>損益計算書からの 抜粋データ (注2)</b>					
保険金控除後の収益合計	30,957	23,069	23,031	21,656	17,364
税引前利益	5,285	6,035	7,107	7,197	5,311
当期純利益	10,289	5,249	5,126	5,256	3,872
<b>貸借対照表からの 抜粋データ</b>					
非支配持分を除く 株主資本	55,925	41,202	29,872	25,421	22,665
資産合計	1,379,148	2,053,029	1,227,583	996,503	924,170
<b>キャッシュフロー計算書 からの抜粋データ</b>					
営業活動からの キャッシュ純額	41,754	32,870	(10,198)	10,057	3,679
投資活動に使用された キャッシュ純額	12,235	(8,755)	10,016	(1,177)	(5,432)
財務活動からの キャッシュ純額	(1,160)	13,117	3,512	565	793
現金及び現金同等物 一期末現在	114,340	64,509	33,078	30,402	20,405
<b>その他</b>					
平均従業員数 (注1)	153,800	151,500	128,900	118,600	92,800

(続き)

(単位：百万ポンド)

	当行				
	2009年	2008年	2007年	2006年	2005年
<b>損益計算書からの 抜粋データ (注2)</b>					
保険金控除後の収益合計					11,092
税引前利益					2,652
当期純利益					2,149
<b>貸借対照表からの 抜粋データ</b>					
非支配持分を除く 株主資本	47,831	33,879	22,917	18,507	16,637
資産合計	1,399,428	1,987,542	1,105,807	841,557	763,448
<b>キャッシュフロー計算書 からの抜粋データ</b>					
営業活動からの キャッシュ純額	26,953	41,436	(12,878)	(5,642)	13,476
投資活動に使用された キャッシュ純額	24,287	(20,840)	7,950	15,095	(9,748)
財務活動からの キャッシュ純額	(533)	9,194	2,979	460	929
現金及び現金同等物 一期末現在	96,357	48,044	21,876	23,939	13,882
<b>その他</b>					
平均従業員数 (注1)	92,600	84,000	71,700	64,400	62,000

(注1) 従業員数には臨時社員及び派遣職員を含まない。

(注2) 2006年会社法第408条(3)に基づき、2006年度、2007年度、2008年度及び2009年度について親会社の損益計算書は表示されていない。